

令和6年度版
東大和の環境

令和6年度版
東大和の環境
～人と自然が共生する豊かな環境をめざして～



目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 概要 | 1 |
| 1. 1 位置・地勢 | 2 |
| 1. 2 世帯・人口 | 2 |
| 1. 3 第二次東大和市環境基本計画 | 3 |
| 1. 4 東大和の環境の位置付け | 4 |
| | |
| 第2章 狭山丘陵をはじめ水と緑を保全・活用し、生きものと共生するまちの施策 | 5 |
| 2. 1 狭山丘陵の公有地化の推進と適正管理 | 6 |
| 2. 2 緑と水辺の整備を進め、自然の生態系の保全・回復に努める | 11 |
| | |
| 第3章 循環型社会の形成を進める地球にやさしいまちの施策 | 27 |
| 3. 1 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進 | 28 |
| 3. 2 地球温暖化防止対策の推進 | 36 |
| | |
| 第4章 環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまちの施策 | 47 |
| 4. 1 安全で快適な生活環境の確保 | 48 |
| 4. 2 地産地消の普及促進と都市農業の推進 | 66 |
| | |
| 第5章 環境を学び、体験し、持続可能な社会を担う人づくりを進めるまちの施策 | 75 |
| 5. 1 小・中学生に対する環境教育の推進 | 76 |
| 5. 2 生涯学習としての環境教育の充実 | 79 |
| 5. 3 狭山丘陵などを題材とした体験学習の推進 | 81 |


| | | |
|------|----------------------------------|----|
| 第6章 | 協働・連携の輪を広げ、環境保全をみんなで推進していけるまちの施策 | 83 |
| 6.1 | 市民と行政のネットワークの構築 | 84 |
| 6.2 | 環境団体等への支援と人材の育成 | 86 |
| 6.3 | 国、東京都、周辺自治体との連携 | 87 |
| 参考資料 | (環境基準等) | 89 |
| (1) | 大気編 | 90 |
| (2) | 水質編 | 91 |
| (3) | 騒音編 | 93 |

本文中の表記について

この「東大和の環境」の本文中、事業名の横に表示してある（主管課）は、令和7年3月31日現在(令和6年度時点)のものです。なお、組織改正により、主管課の変更が生じた事業については、令和7年4月1日現在(令和7年度時点)の主管課名を〔 〕内に表示してあります。

令和6年度版に、新規で掲載している主な事項

- トウキョウサンショウウオの産卵地再生事業・・・P. 22～23
- 東大和市食品ロス削減（食べきり売り切り）協力店登録制度・・・P. 33
- 東大和市マイボトル等協力店登録制度・・・P. 33
- 「東大和市地球温暖化対策実行計画」の策定・・・P. 45
- ごみ発電を活用した電力地産地消事業協定の締結・・・P. 88



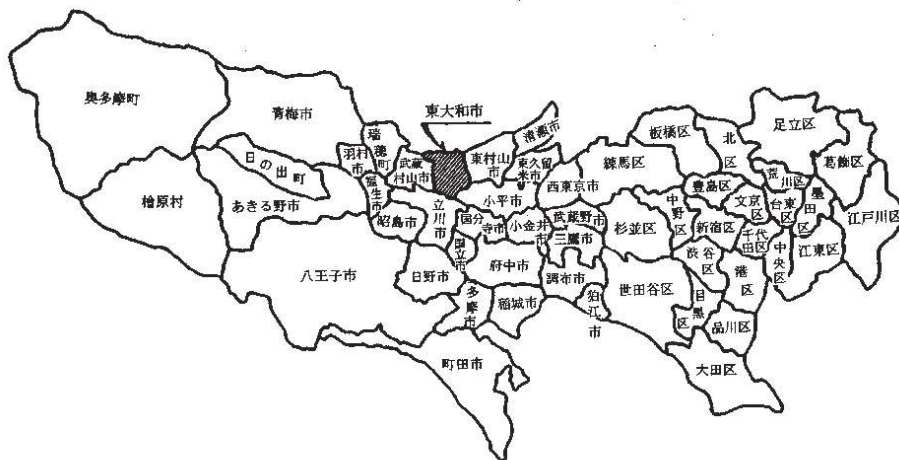
第1章 概要

1. 1 位置・地勢

東大和市は、都心から西方 35 km の 1 時間圏内にあり、武蔵野の一角に位置しています。東は東村山市、西は武蔵村山市、南は立川・小平両市に接し、北は狭山丘陵を挟んで埼玉県所沢市と相対しています。東西 5.3 km、南北 4.3 km、面積は 13.42 km²で、海拔は最高 159.0m、最低 82.5m で、外周は約 19.2km となっています。

市の北側に位置する狭山丘陵は、東京都と埼玉県にまたがる樹林地に覆われた丘陵地で、村山貯水池（多摩湖）とあわせて、首都圏でもまれにみる水と緑に恵まれた自然の宝庫となっています。

多摩湖は、東大和市面積全体の 23.2%（周囲の山林を含む。）を占め、新東京百景の一つに選ばれています。また、下貯水池第一取水塔は、東京都歴史的建造物に認定されています。



(図 1・1・1 東大和市の位置)

1. 2 世帯・人口

(1月1日現在)

| 年度 | 世帯数 | 人口(単位：人) | | | 前年に対する人口増減 |
|---------|--------|----------|--------|--------|------------|
| | | 総数 | 男 | 女 | |
| 令和 2 年度 | 39,117 | 85,301 | 42,006 | 43,295 | |
| 3 年度 | 39,610 | 85,317 | 41,930 | 43,387 | 16 |
| 4 年度 | 40,049 | 85,285 | 41,846 | 43,439 | △32 |
| 5 年度 | 40,282 | 84,870 | 41,673 | 43,197 | △173 |
| 6 年度 | 40,783 | 85,085 | 41,786 | 43,229 | 215 |

※住民基本台帳より記載。

(表 1・2・1 東大和市の世帯・人口)

1. 3 第二次東大和市環境基本計画

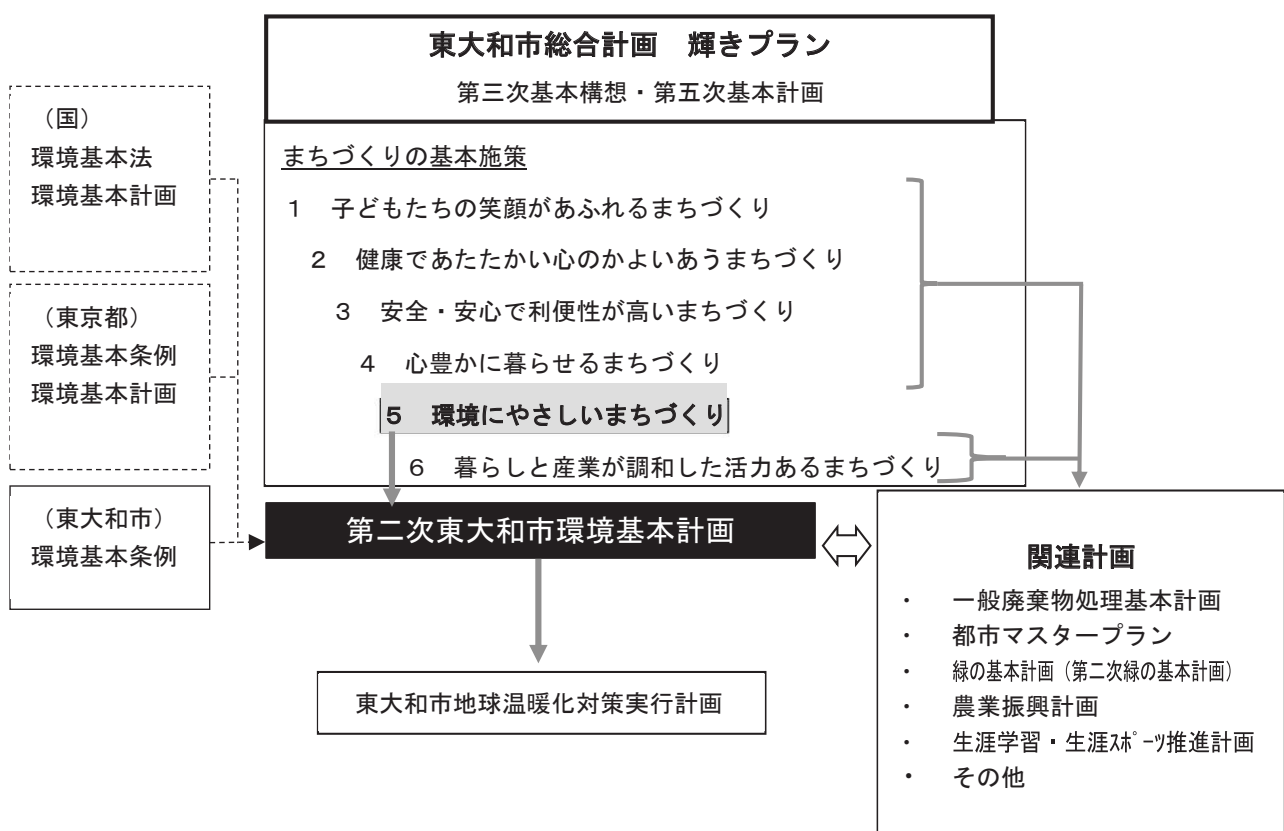
東大和市環境基本計画は、東大和市環境基本条例第7条を根拠とし、同条例の基本理念を実現するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定しています。

市の基本的方向と取組内容をまとめた東大和市第三次基本構想・第五次基本計画を、環境の視点から具体的に展開していく計画です。

計画上の「環境」の範囲は、水や緑、生物等の自然環境、資源やエネルギー、まちの快適性等の生活環境、地球温暖化、オゾン層の破壊といった地球環境等の要素だけでなく、課題解決に向けた取組まで幅広くとらえることとしています。したがって、計画はまちづくりや私たちの暮らし全般に関わってくるもので、都市マスタープランと緊密な連携を保つとともに、緑の基本計画、一般廃棄物処理基本計画等の環境に関わる分野別計画を踏まえて、これらと一体的に推進していくものとして位置付けます。

第二次計画は、平成29(2017)年度から令和8(2026)年度までの10年間を計画期間としており、社会情勢の変化に応じて、必要な見直しを行います。

● 第二次東大和市環境基本計画の位置づけ



(図 1.3.1 第二次東大和市環境基本計画の位置付け)

●基本目標の実現に向けた施策の体系・望ましい環境像

| 分野 | 基本目標 | 施策方針 | 施策 |
|-----------|--------------------------------|-----------------------------|---|
| 自然環境 | 狭山丘陵をはじめ水と緑を保全・活用し、生きものと共生するまち | 狭山丘陵の公有地化の推進と適正管理 | ①公有地化等による狭山丘陵の保全 ②狭山緑地の適正な維持管理、活用の推進 |
| | | 緑と水辺の整備を進め、自然の生態系の保全・回復に努める | ①緑の保全・創出 ②水辺の保全・整備 ③緑と水のネットワークの形成 ④緑化のしくみづくり ⑤生物多様性の保全・再生 |
| 循環型社会 | 循環型社会の形成を進める地球にやさしいまち | 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進 | ①リデュース、リユースの推進 ②資源循環型社会の実現 ③廃棄物減量等推進員制度の充実 |
| | | 地球温暖化防止対策の推進 | ①再生可能エネルギー及び省エネルギーの促進 ②低炭素型都市づくり ③自転車利用の促進 ④水循環の確保と水の有効利用の推進 ⑤東大和市地球温暖化対策実行計画の推進 ⑥その他の温室効果ガスの排出抑制に関する啓発事業の推進 |
| 都市環境 | 環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまち | 安全で快適な生活環境の確保 | ①公害等の防止に係る対策の推進 ②気候変動適応策などの推進 ③環境美化の推進 ④放置自転車対策 ⑤適正な土地利用の誘導 ⑥アスベスト対策等の推進 ⑦放射線測定と測定値の公表の実施 ⑧電磁波の影響に関する情報収集の継続 |
| | | 地産地消の普及促進と都市農業の推進 | ①地産地消農業の推進 ②地場農産物利用の推進と意識啓発 ③農業とふれあう場の確保 |
| 環境教育・環境学習 | 環境を学び、体験し、持続可能な社会を担う人づくりを進めるまち | 小・中学生に対する環境教育の推進 | ①子どもによる環境活動の支援 ②親子環境教室の開催 ③学校職員への環境意識を高める研修の実施 |
| | | 生涯学習としての環境教育の充実 | ①環境学習の機会の提供 ②環境にやさしい行動の普及 ③自然や歴史の再発掘と活用 |
| | | 狭山丘陵などを題材とした体験学習の推進 | ①自然と親しむ場づくりの推進 ②地域の自然環境にはぐくまれてきた歴史・文化の継承 |
| 協働・連携 | 協働・連携の輪を広げ、環境保全をみんなで推進していけるまち | 市民と行政のネットワークの構築 | ①協働・連携の機会づくりの推進 ②環境情報の共有化の推進 ③環境月間における集中的な啓発 |
| | | 環境団体等への支援と人材の育成 | ①ボランティア制度活用の推進 ②市民協働提案事業の検討・推進 ③環境活動・環境教育のリーダーなどへの支援 |
| | | 国、東京都、周辺自治体との連携 | ①水辺を中心とした連携（空堀川水環境確保対策会・野火止用水保全対策協議会） ②都道の交通問題の改善 ③小平・村山・大和衛生組合等との連携 ④オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」への参加 |

（表 1・3・2 第二次東大和市環境基本計画・基本目標の実現に向けた施策の体系・望ましい環境像）

1.4 東大和の環境の位置付け

「東大和の環境」は、東大和市環境基本条例第12条に基づき、市の環境の保全に関する施策で実施したものの概要を取りまとめ、東大和市環境保全審議会の審議を経て、毎年作成・公表しているものです。

第2章

狭山丘陵をはじめ水と緑を保全・活用し、生きものと共生するまちの施策

2. 1 狭山丘陵の公有地化の推進と適正管理

● 公有地化等による狭山丘陵の保全

狭山緑地の公有地化（都市基盤課）

狭山緑地用地買収事業については、立川都市計画緑地第9号東大和狭山緑地として、昭和60年に事業採択されました。令和6年度末現在、事業採択時の145,642㎡のうち約79.52%にあたる115,814.89㎡を取得しています。令和6年度の用地取得はありませんでしたが、今後も引き続き公有地化の促進に努めていきます。



狭山緑地

狭山緑地の用地買収状況（都市基盤課）

昭和60年の事業採択後、38年間経過し、令和6年度末で、115,814.89㎡を取得しており、これまでの用地取得率は79.52%となっています。

（3月31日現在）

| 年 度 | 買収面積 | 買収済面積 | 用地取得率 |
|---------------|------------|-------------|--------|
| 昭和60年度～平成6年度 | 55,477.16㎡ | 55,477.16㎡ | 38.09% |
| 平成7年度～平成16年度 | 24,881.50㎡ | 80,358.66㎡ | 55.18% |
| 平成17年度～平成26年度 | 35,128.16㎡ | 115,486.82㎡ | 79.29% |
| 平成27年度～令和6年度 | 328.07㎡ | 115,814.89㎡ | 79.52% |
| 最終目標面積 | — | 145,642.00㎡ | — |

（表 2.1.1 狭山緑地の用地買収状況）

●狭山緑地の適正な維持管理

市のシンボルである「狭山緑地」は、「自然を大切にすまち」への取組を進める中で、豊かな自然を次世代の人々に引き継ぐことを目標に、昭和59年に開園しました。狭山緑地を市民の「憩いの場」として保全するため、落葉清掃、トイレ清掃、樹木剪定等を行い、維持管理に努めています。また、貴重な動植物の保全のため、病害虫への対応や萌芽更新に取り組んでいます。



樹林地



木道



竹林



狭山緑地管理事務所（愛称：どんぐり小屋）

狭山緑地のレクリエーション施設としての活用（都市基盤課）

狭山緑地では、豊かな自然とともに、人々が楽しむためのレクリエーション施設として充実を図っています。フィールドアスレチックでは、森林環境譲与税を活用し、幼児用・児童用木製複合遊具を各1基と、木製テーブルベンチを設置しています。また、狭山緑地は自然と人間の関わり大切さと楽しさを学ぶ場として、市内各小学校の児童たちにも活用されています。令和6年度の利用者は、約27,000人でした。



幼児用木製複合遊具（ブンブンセスナ）



児童用木製複合遊具（ウッディーサーカス）

ボランティア団体との活動（都市基盤課）

狭山緑地の雑木林を守り育てるために、ボランティア団体「東大和市狭山緑地雑木林の会」（平成8年、市が広報により市民による管理ボランティアを募集し、参加した市民の方々。以下「雑木林の会」という。）が活動しています。月4回の作業（萌芽更新・落葉清掃・下草刈り・園路整備等）を行い、適正な管理に努めています。また、多摩地域では絶滅したとされていた「コウモリカズラ」等の貴重な植物の保護に関しても力を入れています。令和6年度は前年度に引続き、ナラ枯れ被害樹木の伐採を市と協働で実施しました。雑木林の会は、工作指導・竹とコナラの炭や木酢液・竹酢液の無料配布等を行っています。また、市民とのふれあいの場を設けるため、工作や炭焼きの体験講座を市と協働で実施するとともに、11月には「SAYAMA どんぐり祭り」を開催し、狭山緑地の魅力を伝えています。



ナラ枯れ被害樹木の伐採作業



落葉掃き



花炭作り



ミ三门松作り



SAYAMA どんぐり祭り

ウォーキングマップの配布（都市づくり課）

市民等が市の自然や文化財に親しみながら街の散策を行えるよう、ウォーキングマップを配布しています。

（令和6年度）

| タイトル | 配布部数 | 主な配布場所 |
|--------|-------|-------------------|
| 郷土博物館編 | 1,760 | 市役所・上北台駅・郷土博物館 他 |
| 多摩湖編 | 1,910 | 市役所・武蔵大和駅・郷土博物館 他 |
| 野火止用水編 | 1,510 | 市役所・東大和市駅・郷土博物館 他 |
| 桜が丘編 | 1,860 | 市役所・玉川上水駅・郷土博物館 他 |

（表 2-1-2 ウォーキングマップ配布状況）



観光マップの作成（産業振興課〔スポーツ観光課〕）

受入観光客数の増加及び市内回遊の誘発を目的として、市内の観光スポットを紹介する観光マップを作成し、「多摩湖と狭山緑地コース」、「東大和横断、歴史探索コース」など、市内の観光コースを多言語で紹介しています。



芋窪緑地の保全

芋窪緑地は、東大和市と武蔵村山市の市境にあり、クヌギやコナラなどが生育する雑木林です。

東京都の都市計画緑地「東大和芋窪緑地」として指定されていますが、東京都が令和 11 (2029) 年度までに優先的に事業を進める「重点公園・緑地」には含まれておらず、東京都は当面取得することが難しいことから、良好な自然を保全するため、公益財団法人トトロのふるさと基金が、ナショナル・トラストにより取得しました。トトロの森 40 号地と 47 号地は「芋窪の森」として、当該団体において管理方針が策定されています。また、「東大和市みどりの保護・育成に関する条例」に基づき、市内で唯一の緑地保護地区に指定されています。

トトロの森 40 号地（環境対策課・都市基盤課）

トトロの森 40 号地は、多摩湖自転車・歩行者道に面した、芋窪 2 丁目 1923 番地の 1 の 2,543 m^2 の雑木林です。公益財団法人トトロのふるさと基金が、平成 28 年 9 月 7 日に取得し、大径木のイヌザクラとウワミズザクラ、ヤマザクラを保全し、ウグイスカグラ、ムラサキシキブ等の見て楽しめる樹木を残し、希少種の保全・育成に努めています。



トトロの森 40号地

トトロの森 47 号地（環境対策課・都市基盤課）

トトロの森 47 号地は、40 号地の南側、芋窪 2 丁目 1916 番地の 1 他の 7,393 m^2 の雑木林です。

公益財団法人トトロのふるさと基金が、平成 30 年 2 月 20 日に取得し、狭山丘陵の東京都側に残された貴重な緑地として、「芋窪の森」管理方針に基づき、近年枯死の目立つアカマツ、見て楽しめるヤマザクラ、ウグイスカグラ、ムラサキシキブ等の樹木を残し、希少種の保全・育成に努めています。



トトロの森 47号地

2. 2 緑と水辺の整備を進め、自然の生態系の保全・回復に努める

市の北部に位置する村山貯水池（通称：多摩湖）は新東京百景の一つで、周辺の樹林と合わせた面積は、市域の約 1/4 を占め、清らかな水と青々とした緑は、四季を通じて心の安らぎを与える自然環境として、市民から親しまれている市のシンボルです。また、東京都民の水道水の供給源として造られた人造湖でもあります。

市内を流れる河川には、空堀川・奈良橋川・前川の3河川があります。空堀川は武蔵村山市の野山北公園を源とし、市内を東に流れ高木橋で奈良橋川と合流し、清瀬市中里で柳瀬川に合流します。空堀川は現在も河川改修が進められており、整備された管理用通路を利用して多くの市民が散策等をしています。

野火止用水では、せせらぎを利用して「ホタルの里」づくりを行い、ホタルの棲みやすい環境づくりに努めています。また、狭山緑地の湧水地に生息する貴重なトウキョウサンショウウオを保護しています。



第8回東やまと市まちフォトコンテスト応募作品

多摩湖



第8回東やまと市まちフォトコンテスト応募作品



野火止用水



野火止用水「ホタルの里」

●緑の保全・創出

水と緑に恵まれた東大和市は、みどり率が46.0%（平成25年度^{※1}）と高く、市民一人当たりのみどり域は73.6㎡^{※2}となります。

※1 最新の調査結果において、市単位でのみどり率は非公表。

※2 平成25年度のみどり率をもとに算出した市全体のみどり域を平成29年4月1日人口で除したもの

「みどり率」、「みどり域」とは？

「みどり率」とは、公園、街路樹、樹林地、草地、農地、住宅地の緑、河川、水路等の面積が東大和市全体の面積に占める割合を示します。

「みどり域」はそれら緑で覆われた区域の面積を示します。

東京都は、東京のみどりの現状を把握するとともに、今後の施策の参考とするため、5年ごとに「みどり率」の調査を実施しています。

令和5年「みどり率」の調査結果（括弧内は平成30年参考値と増減）

東京都全域：52.1%（52.5% 0.4ポイント減）

区部：24.0%（24.2% 0.2ポイント減）

多摩部：67.4%（67.8% 0.4ポイント減）[※]

出典：東京都環境局ホームページ

※ 多摩部の数値は、奥多摩地域の森林面積等の影響で、高い数値となっている。

また、厳密に樹木、芝、草花など植物によって覆われた部分の土地（樹木の場合、その樹冠を水平面に投影した土地）の面積割合をいう緑被率や、その中でも樹冠の陰影面積が（全体）敷地に占める面積の割合のみを示す樹冠被覆率という指標があります。

ナラ枯れ被害（都市基盤課）

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、コナラ等の樹木が集団的に枯損するナラ枯れ被害が令和2年度から急激に拡大しました。当市でも、狭山緑地、野火止用水、上仲原公園等において被害が確認されており、生態系の破壊につながるおそれがあることから、調査・対策を実施しました。特に狭山緑地の被害が多く、「東大和市狭山緑地雑木林の会」と協働で樹木調査を行い約195本のカシノナガキクイムシによるナラ枯れを確認しました。これらの被害に対して、「東大和市樹林地・用水保全事業計画」に基づき、環境政策加速化事業補助金を活用して、市内全体で被害樹木等の伐採を303本実施しました。また、狭山緑地においてナラ枯れ被害と拡大防止のために、部分皆伐を実施したエリアで、今後の雑木林の育成のために、アカマツの実生の保護・育成にも取り組んでおり、100本以上の幼木が育っています。



カシノナガキクイムシ



アカマツの実生

都市公園等（都市基盤課）

市内には、令和7年3月31日現在、都市公園は、清原中央公園とからぼり緑道公園が新たに開園したため、81箇所となり、面積は163,845.05㎡、緑地（緑道含む。）は市立狭山緑地外20箇所
で面積は179,395.17㎡、こども広場は桜が丘こども広場外14箇所
で面積は15,162.25㎡となります。また、令和6年4月1日現在、都立公園等は2箇所
で面積は388,294.40㎡、その他東京都住宅供給公社の設置する公園が2箇所
で面積は9,293.14㎡となっています。このように公園や緑地等を合わせた都市公園等の総面積は755,990.01㎡となり、市民一人当たりの面積は9.06㎡で、これは、多摩地域26市中8番目に多い面積です。

市立都市公園

（3月31日現在）

| 年度 | 公園数 | 供用面積 |
|------|--------|--------------|
| 令和 2 | 100 箇所 | 309,392.92 ㎡ |
| 3 | 100 箇所 | 309,392.92 ㎡ |
| 4 | 100 箇所 | 309,392.92 ㎡ |
| 5 | 101 箇所 | 309,857.86 ㎡ |
| 6 | 103 箇所 | 343,240.22 ㎡ |

（表 2・2・1 都市公園数及び供用面積）

こども広場

こども広場は、子ども達が地域で安全に利用しやすい環境の確保を目的に、国・都・市有地、並びに土地所有者の理解を得ながら開設しています。

（3月31日現在）

| 年度 | こども広場数 | 供用面積 |
|------|--------|-------------|
| 令和 2 | 17 箇所 | 22,079.85 ㎡ |
| 3 | 17 箇所 | 20,306.25 ㎡ |
| 4 | 17 箇所 | 20,306.25 ㎡ |
| 5 | 16 箇所 | 19,539.25 ㎡ |
| 6 | 15 箇所 | 15,162.25 ㎡ |

※こども広場15箇所の内6箇所が国・都・市有地で、9箇所は私有地です。

（表 2・2・2 こども広場数及び供用面積）

都市公園等の市民一人当たりの面積

（3月31日現在）

| 年度 | 人口 | 都市公園等の総面積 | 市民一人当たりの面積 |
|------|----------|--------------|------------|
| 令和 2 | 84,240 人 | 728,481.92 ㎡ | 8.65 ㎡ |
| 3 | 84,682 人 | 728,108.42 ㎡ | 8.70 ㎡ |
| 4 | 83,516 人 | 726,370.75 ㎡ | 8.70 ㎡ |
| 5 | 83,591 人 | 726,835.69 ㎡ | 8.70 ㎡ |
| 6 | 83,471 人 | 755,990.01 ㎡ | 9.06 ㎡ |

※公園調査（4月1日現在）人口は外国人を含みます。

（表 2・2・3 市民一人当たりの公園面積）

市内の都立公園（東京都）

市内には、狭山丘陵にある狭山公園・東大和公園、東大和南公園及び狭山・境緑道の都立公園があり、多くの市民が散歩等の場所として自然に親しみ四季折々の季節を感じることができます。

狭山公園（234,915.33㎡うち東大和市面積97,583.34㎡）は昭和12年に開園し、桜や紅葉、美しい湖の景色を眺められることから、景勝地として親しまれています。狭山丘陵の中でもアクセスが良く、子どもからお年寄りまで気軽に自然体験ができる公園です。園内には、ソメイヨシノ、ヤマザクラ、サトザクラ等の趣の異なる様々な桜、宅部池周辺のイロハモミジやハナミズキなど、四季を通じて自然を楽しめます。

東大和公園（187,670.16㎡）は昭和54年に開園した東京都最初の丘陵地公園で、多くの市民と市が東京都に働きかけて住宅用地計画を変更させ設置された狭山丘陵の里山そのものが残る公園です。東大和公園の雑木林の斜面地では主にコナラが、尾根部ではアカマツが多く見られます。また、野草は丘陵地特有のものが自生しています。

東大和南公園（98,719.71㎡）は、昭和61年に米軍の大和基地跡地の一部を整備し開園した運動公園です。園内には、市の文化財である旧日立航空機立川工場変電所が残されています。主に、コナラ、クヌギ、クロガネモチ、エゴノキ等、約120種の樹木の新緑と花と実、紅葉が楽しめます。

狭山・境緑道は、（84,412.59㎡うち東大和市面積4,172.23㎡）昭和54年に、多摩湖から境浄水場までの水道管を布設した道路を緑化して開園し、現在は、東大和市から西東京市までの10.5kmに渡っています。緑道沿いにはサツキ、ヤマブキ、アジサイ、サルスベリなど花の咲く樹木が多く、花の季節には彩りも鮮やかに装います。緑道と並行して自転車・歩行者専用道が通っており、狭山公園、小金井公園とあわせて散歩やサイクリングを楽しむことができます。



都立狭山公園



都立東大和公園



都立狭山・境緑道



第8回東やまと市まちフォトコンテスト応募作品

都立東大和南公園

街路樹の管理、整備（都市基盤課）

街路樹は、歩道内の植樹帯や植樹ますに植えられています。樹種は、高木では、サクラ、ケヤキ、イチョウ、ヤマモモ、ユリノキ、トウカエデ、ハナミズキ等で、低木では、主に各種のツツジ、サツキ、イヌツゲ等が植樹されています。街路樹に由来して桜街道・けやき通り・いちょう通り・やまもも通り・ゆりのき通りと愛称で呼ばれている道路もあります。また、都市計画道路の整備時に街路樹を計画的に植樹しています。

※市の木は「けやき」・市の花は「つつじ」です。（昭和50年10月1日制定）

街路樹高木（令和6年度末現在） 2,918本（前年度末 2,969本）

街路樹低木（令和6年度末現在） 20,280㎡（前年度末 20,280㎡）



やまもも通り



ゆりのき通り

開発事業者等に対する緑化協議等（都市基盤課）

樹木による緑化を推進するため、開発事業等に伴う緑化協議を行いました。令和6年度は、緑化協議19件により、高木及び低木等1,572本が植樹されました。

生産緑地地区制度の活用（都市づくり課）

市街地に点在する農地は、市民に身近な緑地・オープンスペースとして貴重であり、生産、環境、景観、防災などの多様な役割を担っています。

市では農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、東大和市生産緑地地区指定基準等に基づき、生産緑地地区を指定しています。

（1月1日現在）

| 年 度 | 生産緑地地区件数 | 生産緑地地区面積 | 減少面積 |
|-------|----------|----------|---------|
| 令和2年度 | 193 | 415,200㎡ | 14,750㎡ |
| 3年度 | 190 | 407,740㎡ | 7,460㎡ |
| 4年度 | 189 | 400,490㎡ | 7,250㎡ |
| 5年度 | 186 | 387,610㎡ | 12,880㎡ |
| 6年度 | 184 | 381,400㎡ | 6,210㎡ |

※ 追加指定・削除の件数と面積の関係から、生産緑地地区件数が増えても面積が減少する場合があります。

（表2・2・4 生産緑地地区）

公園の管理、整備（都市基盤課）

令和6年度には、桜が丘一丁目公園の老朽化対策を行い、東京都の公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業補助金及び森林環境譲与税を活用し、木製複合遊具及びゴムチップ舗装の更新をしました。また、新たな桜の植樹や休憩スペースの整備など、利用者がより快適に利用できる公園となりました。



木製複合遊具



木製スツール

公園等での花植え（都市基盤課）

特色ある公園整備基本方針に掲げる「花づくりを楽しめる公園」の実現のため、パークガーデナーボランティアの協力を得て、市内27箇所（公園、緑地、東大和市駅前広場及び玉川上水駅前広場）に花を植え、市民に身近な緑を創出しています。また、活動の様子をホームページに掲載しています。



7 仲原緑地



17 ハンカチの木公園



22 高木公園



23 末広公園

花植えボランティアマップ



| | | | | | | | |
|---|--------|----|-------------|----|-----------|----|--------|
| 1 | 立野西公園 | 8 | 清原西公園 | 15 | 栄公園（四つ公園） | 22 | 高木公園 |
| 2 | 立野第一緑地 | 9 | 山神前公園 | 16 | 東大和市駅前周辺 | 23 | 末広公園 |
| 3 | 立野公園 | 10 | 向原中央公園 | 17 | ハンカチの木公園 | 24 | 湖畔第一緑地 |
| 4 | 立野中央公園 | 11 | 向原西公園 | 18 | 桜が丘一丁目公園 | 25 | 山王公園 |
| 5 | 立野東公園 | 12 | 協和こども広場 | 19 | 玉川上水駅前広場 | 26 | 桜が丘北公園 |
| 6 | 市役所周辺 | 13 | 新海道公園 | 20 | 桜が丘こども広場 | 27 | 桜が丘南公園 |
| 7 | 仲原緑地 | 14 | 協和公園（パンダ公園） | 21 | 用水北緑地 | — | — |

●水辺の保全・整備

市内を流れる河川には、空堀川、奈良橋川、前川があり、水循環の重要性を踏まえ、「環境・景観」「防災・安全」「交流・利活用」「維持管理」に配慮しています。空堀川は東京都が管理をする一級河川であり、東京都北多摩北部建設事務所が河川改修を進めています。市では、この河川改修に併せて管理用通路に街路灯を設置しており、令和6年度は4基を設置し、延べ134基の設置が完了しました。市民の憩いの場である空堀川沿いの通路を夜間も安心して利用できるよう整備を進めています。

生物が棲みやすい河川等の整備

空堀川は、近年、河川の水質が改善されてきており、平成29年度から水質汚濁に係る環境基準の水質類型が、E類型からA類型に指定が変更されました。

水質が改善されるとともに、多くの生物の生息が見られるようになり、コサギやカワセミも確認できます。また、奈良橋川との合流点である高木橋をはじめ各所で、フナ、オイカワ、タモロコが群れている姿を見ることができます。

※水質類型：国が定める生活環境の保全に関する河川の環境基準。詳細は91頁を参照。



空堀川のカワセミ



空堀川のコサギ

市内河川の水生生物調査（環境対策課）

空堀川、奈良橋川には、多数の魚類や甲殻類等の生息が目視で確認できます。これらの生物を把握し、保全することを目的に水生生物調査を実施しました。

調査日時 令和6年11月5日（火）8時40分から15時30分

調査内容

| 調査方法 | 調査場所 | | 調査結果 |
|------------------|------|--------------|---|
| 捕獲器（手製セロビン）による捕獲 | 空堀川 | 下砂一の橋西 | オイカワ 2匹 |
| | 奈良橋川 | 村山橋下 | オイカワ 22匹、タモロコ 1匹 |
| | | 奈良橋 3-467 付近 | オイカワ 4匹 |
| 網による捕獲 | 空堀川 | 下砂二の橋西 | オイカワ（多数）、ヌマエビ（多数）、ヤゴ 3匹、ドジョウ 3匹、アメリカザリガニ 3匹 |

（表 2・2・5 市内河川水生生物調査結果）

二ツ池公園（環境対策課・都市基盤課）

二ツ池公園内にある「二ツ池」には、狭山丘陵の谷戸に染み出した湧水を湛えており、元来は現在よりも豊かな在来生物・植物が生息していた場所であったとされています。



外来スイレンに覆われた二ツ池（かいぼり実施前）



かいぼり実施後の二ツ池

二ツ池 生物自然再生事業（環境対策課・都市基盤課）

令和4年度に、二ツ池を中心とした自然・生物の再生を図るための事業を開始し、令和5年度は、池の水をすべて抜き、一定期間池底を干し上げる「かいぼり」や外来種駆除などを、小学生を含む多数の市民等とともに実施し、元来の生態系復元に努めました。またボランティア団体「東大和市狭山丘陵保全班」を組織し、かいぼり後の環境改善作業を実施しています。

令和6年度も、アメリカザリガニの駆除や草地創出、浅場の整備を中心とした環境改善作業を実施しており、元来の生態系再生に努めました。ミズニラ（東京都のレッドデータブックにおいて絶滅危惧ⅠB類に指定）等の絶滅危惧種に指定されている湿生植物の再生を確認するなど、本事業による一定の成果が表れてきました。



アメリカザリガニ駆除作業



整備した浅場で確認したミズニラ



再生した上の池



啓発用掲示板の設置

湖畔ビオトープ（環境対策課・都市基盤課）

湖畔ビオトープは「東京の名湧水 57 選」の一つで、市民ボランティアの協力を得て管理等を行っており、児童・生徒が環境学習活動に活用できるよう努めています。ヘイケボタルの飼育にも取り組んでおり、餌となるモノアラガイやヒラマキガイ等の貝類を放流し、成虫が確認できるようになりました。

また、平成 27 年 12 月にはボランティアの方によるかいぼりを実施し、その後も、外来種であるザリガニの駆除を継続して行っています。



湖畔ビオトープ

前川の川床清掃、除草（都市基盤課）

前川は「二ツ池」の湧水を源とし、市が除草や清掃等の維持管理を行っている普通河川です。

野火止用水の活用（環境対策課）

野火止用水は、昭和 49 年に東京都が野火止用水歴史環境保全地域に指定し、昭和 59 年に東京都の清流復活事業として、高度処理水を利用して水流が復活しました。

市では、昭和 61 年 4 月に流水路(せせらぎ)・遊歩道を整備し、平成 5 年度から「ホタルの里づくり事業」を開始しました。市役所内及びせせらぎでヘイケボタルの飼育を行っており、毎年 5 月中旬頃に、ホタルを確認することができました。

令和 6 年度においてもホタルの保護の充実を図るため、ヘイケボタルの飼育を行いました。また、ホタルの棲みやすい環境づくりでは、清掃等を行い、川岸に土盛りや植栽を施しました。これにより、幼虫の餌となるカワニナ等の貝類が成長しやすい環境の確保が図れました。



ホタルの幼虫



ホタルの成虫

野火止用水6市共同クリーンデー（都市基盤課）

平成21年度から、野火止用水沿いの立川市、東大和市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市の6市では、東京都と連携し、一斉に保全活動（ごみ拾い等）を実施しています。

この活動は、6市共同クリーンデーとして、各市が広報等で市民の参加を募集し、東京都や各市環境担当課・市民の方々と一緒に清掃等を行うもので、毎年12月第1土曜日に実施しています。

令和6年度は15人の市民が参加しました。

落ち葉が多いことから、せせらぎの流れを悪くしている箇所等があり、落ち葉を集め近くに設置してある堆肥置場に収集し、腐葉土となったものを市民等が利用しています。



野火止用水6市共同クリーンデー

●生物多様性の保全・再生

トウキョウサンショウウオ、オオムラサキ、トンボ、ホタルなどの生息空間を保全するため、樹林や河川、池などの保全整備、外来種駆除などの対策を行っています。

野生生物、希少生物等の生息状況の把握

生物調査等（郷土博物館）

狭山緑地における鳥類の生息状況を確認するため、平成5年度から調査を行っています。令和6年度は21科32種1,384個体の野鳥が記録されました。過去の調査と比べ、新たに記録された種はなく、狭山緑地の鳥類は35科86種です。

また、チョウ類の生息状況を毎月2回調査し、令和6年度は5科38種367個体のチョウを記録しました。新たに記録した種はなく、狭山緑地のチョウは5科62種です。

オオムラサキの棲める森づくりの推進（郷土博物館）

国のレッドデータブックで準絶滅危惧に指定されている国蝶のオオムラサキの生息環境を狭山緑地で整備するために、平成29年度に「オオムラサキ増やし隊」を結成しました。

令和6年度は観察会、エノキ柵の補修、幼虫調査などを行いました。

- ・オオムラサキ増やし隊（令和6年度末）：22人

トウキョウサンショウウオの保全（環境対策課）

狭山丘陵の湧水地には、国のレッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅱ類に、また、東京都の保護上重要な野生生物種として絶滅危惧ⅠA類に指定されているトウキョウサンショウウオが生息しています。市では、狭山緑地で産卵された卵のうを保護し、庁舎の室内水槽でふ化させ、成体を湧水地に放流し、生息しやすいよう環境保全に努めています。

令和6年度は、市立第九小学校の児童が里親として卵のうから45匹をふ化させました。庁舎などでふ化させた400匹を加え合計445匹を飼育し、その一部である成育した241匹を、ふるさとである狭山緑地の湧水地へ7月中旬に返すことができました。

なお、トウキョウサンショウウオは、令和2年2月、販売や譲渡目的の捕獲が禁止される、種の保存法による特定第二種国内希少野生動植物種に指定されました。

レッドデータブック：絶滅の恐れのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書。



トウキョウサンショウウオの卵のう



トウキョウサンショウウオの成体

トウキョウサンショウウオの産卵地再生（環境対策課・都市基盤課）

市内におけるトウキョウサンショウウオの産卵地である狭山緑地は、数年前に発生した土砂崩れ災害のため、産卵地や周辺環境に著しい変化が生じました。また、外来生物による捕食等の影響も重なり、市内に生息するトウキョウサンショウウオの絶滅が危惧されています。

令和5年度は、こうした現状を鑑み、新たな産卵地を創出し、種の絶滅を阻止するため、狭山緑地における産卵や生育に適切な自然環境等について把握することを目的とした研究・調査業務を行いました。

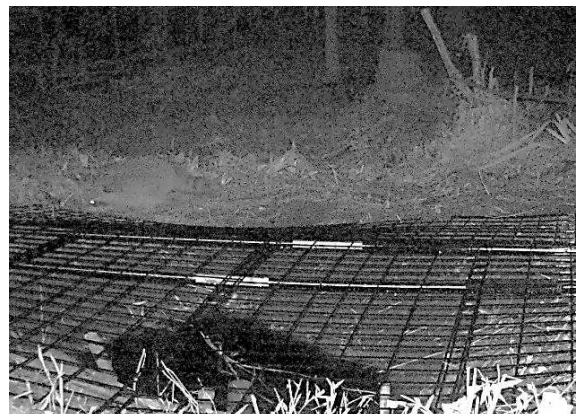
令和6年度は研究・調査結果を基に産卵地候補地点を2か所選定し、産卵地となる池の創出及び周辺環境の整備を行い、種及び周辺の環境保全を図りました。

整備に際しては、周辺で活動するボランティアや市内小学校との情報共有を行った上で、協働による整備作業を行うなど、次年度以降も種及び周辺の環境保全を継続して行っていくための協働体制の構築を図りました。



産卵地創出作業等の様子

また、産卵地候補地点では、種の産卵や生育に適した自然環境等について確認するため、モニタリング調査を継続して行いました。モニタリング調査では、地下水位や水質等の調査に加え、アライグマ等の外来種の侵入状況の把握するための調査や対策の検討を行うなど、効果的に種を保全する方法について検討しました。



産卵地候補地点(2か所)に侵入するアライグマの映像

野生鳥獣対策（環境対策課）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、許可を得ないで野生鳥獣を捕獲することはできません。同法の対象となる鳥獣は、鳥類又は哺乳類に属する野生動物で、対象外となる鳥獣はドブネズミ、クマネズミ、家畜やペット類となっています。

野生鳥獣が農産物等に被害を与えたり、生活環境や自然環境を悪化させる場合があります。タヌキ等が疥癬病の場合、東京都と連携を図り対応しています。

ハチの対策（環境対策課）

スズメバチ等の巣の駆除についての相談、問合せが増えています。

市では、民有地でのハチの巣の駆除は行っていませんが、市民の方がスズメバチ等の駆除を行うときは、無料で防護服の貸出しを行っています。令和6年度は、106件の相談があり、防護服の貸出しを25件行いました(令和5年度は相談86件、貸出19件)。本来、ハチは益虫であり、街路樹や植木等につくアオムシ、ケムシ、アブ、ハエ等様々な昆虫をエサとしています。ハチは、自身や巣が危険にさらされていると感じたときに人や他の動物を攻撃します。



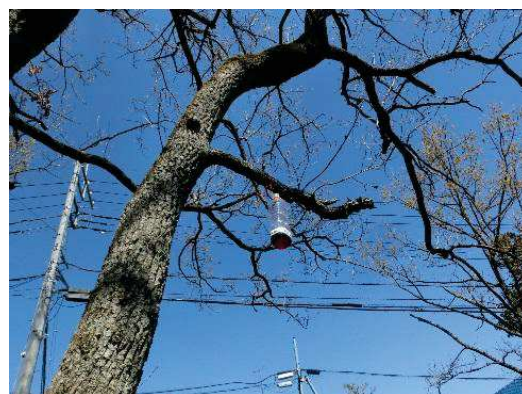
スズメバチの巣



アシナガバチの巣

ハチトラップの周知（環境対策課）

スズメバチは、春頃から、女王バチが1匹で巣を作りはじめ、次第に、働きバチを産んで巣を大きくしていきます。女王バチが1匹で巣を作っている間に、ペットボトルによる「ハチトラップ」を仕掛けて女王バチを駆除することによって、夏から秋にかけて多くなるスズメバチの被害を軽減させることが期待できます。市では、ハチトラップの効果、作り方について、市のホームページで市民にお知らせしました。



ハチトラップ

外来種等対策の推進

近年、外来種であるアライグマ、ハクビシン等の野生鳥獣に関する問合せ、相談が増えています。また、狭山丘陵では、外来種であるキタリスの確認や対策などについて、環境省がNPO団体等と連携した取組みを継続して実施しています。

アライグマ・ハクビシン等防除事業の実施（環境対策課）

市内からアライグマの根絶、ハクビシンによる被害軽減と分布域の拡大防止を目的に、平成29年10月よりアライグマ、ハクビシンの防除事業を実施しています。市で捕獲器の貸出しを行い、市民が毎日の確認と餌の補充を行う、市民との協働事業です。令和6年度は糞害、庭の果実等を食べられる食害、家屋を傷つけられる等の相談が89件あり、捕獲器を77回設置し、アライグマ47頭、ハクビシン5頭を捕獲しました(令和5年度はアライグマ63頭、ハクビシン7頭)。



アライグマ



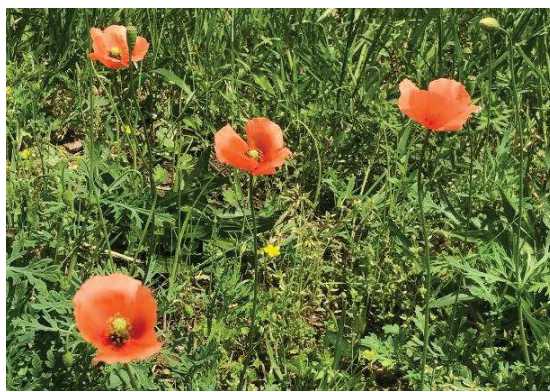
ハクビシン

オオキンケイギク、ナガミヒナゲシ等外来種に関する対策

近年、外来種であるオオキンケイギク、ナガミヒナゲシ等の除草に関する問合せが多くなっています。雑草の中でも繁殖力が強く、在来種を駆逐するケースもあることから、公共施設において、オオキンケイギク、ナガミヒナゲシ等の除草を行っています。



オオキンケイギク



ナガミヒナゲシ

第3章

循環型社会の形成を進める
地球にやさしいまちの施策

3.1 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

●リデュース、リユースの推進

一般廃棄物処理基本計画の推進（環境対策課）

市では、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間とする「東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）」を策定し、市民・事業者・行政の三者が一体となって取り組む循環型社会の実現を目指しています。

また、平成26年10月から家庭廃棄物の有料化を始めたことにより、ごみの減量につながりました。

- 目標：(1) 市民一人1日当たりの廃棄物排出量は610g以下を目指す
 (2) 衛生組合への廃棄物搬入量は一人1日当たり450g以下を目指す
 (3) 最終処分量は搬入配分量以下を目指す

ごみの減量等（環境対策課）

総排出量（人/日）

総排出量は、前年度より減少しました。

総排出量：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物（集団回収含む）の総量

| 年度 | 目標値 (g/人・日) | 搬入量 (t) | 人/日当たりの量 (g) | 達成値(%) |
|-------|----------------|------------|-----------------|-------------|
| 令和2年度 | 650 | 21,549 | 692.1 | 93.9 |
| 3年度 | 650 | 20,581 | 660.8 | 98.4 |
| 4年度 | 650 | 20,025 | 645.8 | 100.7（目標達成） |
| 5年度 | 610 | 19,076 | 612.1 | 99.7 |
| 6年度 | 610 | 18,835 | 606.9 | 100.5（目標達成） |

※一人1日当たりの量は、各年度10月1日現在の人口で算出しています。

（表3-1-1 総排出量）

小平・村山・大和衛生組合への廃棄物搬入量（人/日）（環境対策課）

小平・村山・大和衛生組合への廃棄物搬入量は、前年度より減少しました。

廃棄物搬入量：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの総量

| 年度 | 目標値 (g/人・日) | 搬入量 (t) | 人/日当たりの量 (g) | 達成値(%) |
|-------|----------------|------------|-----------------|--------|
| 令和2年度 | 470 | 16,094 | 516.9 | 90.9 |
| 3年度 | 470 | 15,366 | 493.3 | 95.3 |
| 4年度 | 470 | 15,037 | 484.9 | 96.9 |
| 5年度 | 450 | 14,360 | 460.8 | 97.7 |
| 6年度 | 450 | 14,211 | 457.9 | 98.3 |

※一人1日当たりの量は、各年度10月1日現在の人口で算出しています。

（表3-1-2 可燃ごみ等搬入量）

資源物中間処理施設での処理量（人/日）（環境対策課）

小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（愛称：エコプラザ スリーハーモニー）での処理量は、ペットボトルは前年度より増加し、容器包装プラスチックは前年度より減少しました。

廃棄物処理量：ペットボトル、容器包装プラスチック



| 年度 | 処理量（t） | | 人/日当たりの量（g） | |
|---------|--------|------------|-------------|------------|
| | ペットボトル | 容器包装プラスチック | ペットボトル | 容器包装プラスチック |
| 令和 2 年度 | 156 | 796 | 5.0 | 25.6 |
| 3 年度 | 155 | 773 | 5.0 | 24.8 |
| 4 年度 | 163 | 751 | 5.3 | 24.2 |
| 5 年度 | 169 | 708 | 5.4 | 22.7 |
| 6 年度 | 172 | 704 | 5.5 | 22.7 |

※一人1日当たりの量は、10月1日現在の人口で算出しています。

（表 3・1・3 資源物搬入量）

廃棄物の適正排出に関する啓発（環境対策課）

廃棄物についての広報紙「ごろすけだより」やごみ排出カレンダー等を発行し、市民の皆さんのさらなる廃棄物減量意識の向上に努めました。

| | |
|--|--|
| ごみ排出カレンダー |   |
| 発行：令和 6 年 9 月 | |
| 配布：全世帯へ戸別配布及び各公共施設での配布 内容：令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月までの収集日程 | |
| 廃棄物広報紙「ごろすけだより」 | |
| 発行：令和 6 年 6 月（第 18 号） | |
| 配布：全世帯へ戸別配布 | |
| 内容：マイボトルを持って出かけましょう！ ふくろう塾 9 時限目 ～ペットボトルのリサイクルについて～ ごみは分ければ“資源”になります！ 令和 5 年度ごみ減量活動報告 等 | |
| 発行：令和 6 年 12 月（第 19 号） | |
| 内容：令和 5 年度決算状況 ふくろう塾 10 時限目 ～3R の意味と優先順位～ ごみ減量に向けて、こんな企業と協働しています！ 小型充電式電池の処理にご注意を！ | |
| ごみ分別アプリ | |
| 方法：スマートフォンアプリ（令和 6 年度末ダウンロード数：33,476 件） | |
| 内容：ごみ排出カレンダーや分別辞典等 | |

（表 3・1・4 廃棄物の適正排出に関する啓発）

資源物の収集状況（環境対策課）

資源物の有効利用を推進するため、分別収集を行いました。

| 年度 品目 | 令和6年度 (kg) | 令和5年度 (kg) | 令和4年度 (kg) | 令和3年度 (kg) | 令和2年度 (kg) |
|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| アルミ缶 | 100,338 | 105,426 | 111,876 | 117,108 | 127,190 |
| スチール缶 | 66,892 | 70,284 | 74,584 | 78,072 | 89,695 |
| 紙パック | 430 | 450 | 780 | 1,020 | 990 |
| 生きびん | 0 | 0 | 0 | 0 | 20,409 |
| 新聞紙 | 70,160 | 80,730 | 90,670 | 108,640 | 124,420 |
| 段ボール | 549,152 | 558,950 | 598,728 | 609,927 | 636,790 |
| 布類 | 342,400 | 339,690 | 362,660 | 386,510 | 417,890 |
| 雑誌・雑紙 | 1,279,768 | 1,302,510 | 1,395,632 | 1,421,593 | 1,484,180 |
| ペットボトル | 171,990 | 169,290 | 163,230 | 154,500 | 156,140 |
| 合計 | 2,581,130 | 2,627,330 | 2,798,160 | 2,877,370 | 3,057,704 |

(表 3・1・5 資源物の収集状況)

粗大ごみからの資源物収集（環境対策課）

粗大ごみから抜き出した資源物は、次のとおりです。

| 年度 品目 | 令和6年度 (kg) | 令和5年度 (kg) | 令和4年度 (kg) | 令和3年度 (kg) | 令和2年度 (kg) |
|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 自転車 | 23,256 | 18,960 | 26,480 | 25,130 | 28,760 |
| 鉄類 | 69,740 | 69,500 | 66,970 | 72,800 | 78,930 |
| 小型家電 | 29,757 | 30,750 | 30,030 | 33,200 | 38,583 |

(表 3・1・6 粗大ごみからの資源物収集)

せん定枝の資源化（環境対策課）

廃棄物の減量を図るため、市内農業者から発生するせん定枝について、せん定枝破砕車を用いてチップ化を行いました。

また、チップを希望する市内農業者へ、配布を行いました。

せん定枝破砕車稼働回数：5回

たい肥配布量：10,810kg

最終処分量について（環境対策課）

最終処分は、多摩地域の25市1町で構成する「東京たま広域資源循環組合」二ツ塚廃棄物広域処分場（日の出町）で行っています。平成18年7月から、エコセメント化施設が本格稼働し、それまで埋め立てを行っていた焼却残さは、全量資源としてリサイクルしました。

また、平成30年4月から、不燃・破碎残さについては、埼玉県大里郡寄居町にある民間の処理施設に搬入し、資源化をしています。

| 年度 | 目標値 | 年間搬入量 | 達成率（%） | |
|-------|------|--------------------|--------------------|-------------|
| 令和2年度 | 焼却残さ | 1,614(t) | 1,559(t) | 103.5（目標達成） |
| | 不燃埋立 | 0(m ³) | 0(m ³) | - |
| 3年度 | 焼却残さ | 1,601(t) | 1,514(t) | 105.7（目標達成） |
| | 破碎埋立 | 0(m ³) | 0(m ³) | |
| 4年度 | 焼却残さ | 1,595(t) | 1,493(t) | 106.8（目標達成） |
| | 破碎埋立 | 0(m ³) | 0(m ³) | |
| 5年度 | 焼却残さ | 1,492(t) | 1,514(t) | 98.5 |
| | 破碎埋立 | 0(m ³) | 0(m ³) | - |
| 6年度 | 焼却残さ | 1,411(t) | 1,479(t) | 95.4 |
| | 破碎埋立 | 0(m ³) | 0(m ³) | - |

※平成25年度から東京たま広域資源循環組合で定めた「搬入配分量」が搬入種別ごとの目標値となった。

※平成30年度から破碎・不燃埋立の搬入実績なし。

（表3-1-7 ごみの最終処分量）

啓発事業等（環境対策課）

環境学習会等の実施により、廃棄物の適正分別と減量化意識の高揚を図りました。

○環境学習会の実施 : 5回

○コンポスターの無償貸付け : 大6基、小7基

マイバッグ利用の推進（環境対策課）

市では、マイバッグにペットボトル等の資源物を入れて買い物に行き、買ったお店に戻す活動を推進しました。下表は、資源物回収を行っているリサイクル協力店の一覧です。

| 店名 | 回収品目 | 店名 | 回収品目 |
|---|--|--------------|---|
| セブン-イレブン市内店舗 (駅構内店舗を除く) | ペットボトル・キャップ | スーパーあまいけ東大和店 | 食品トレイ・牛乳パック |
| コカ・コーラボトラーズジャパン (市役所・蔵敷公民館・狭山公民館・新堀地区会館) | ペットボトル・キャップ | TAIRAYA 奈良橋店 | ペットボトル・食品トレイ・紙パック・アルミ缶・スチール缶・キャップ |
| イトーヨーカドー東大和店 | ペットボトル・食品トレイ・紙パック・アルミ缶・スチール缶・キャップ・廃食用油 | 東大和生鮮市場 | ペットボトル・食品トレイ・牛乳パック・アルミ缶・キャップ |
| いなげや玉川上水駅前店 | ペットボトル・食品トレイ・牛乳パック・キャップ | ヤオコー東大和店 | ペットボトル・食品トレイ・紙パック・アルミ缶・キャップ |
| いなげや東大和店 | ペットボトル・食品トレイ・牛乳パック・キャップ | やまや東大和店 | ペットボトル・アルミ缶・スチール缶・キャップ ※店舗購入分のみ店頭回収 |
| オリンピック村山店 | ペットボトル・食品トレイ・キャップ | ベルク東大和立野店 | ペットボトル・食品トレイ・牛乳パック・アルミ缶・スチール缶・段ボール・古紙 |
| コープみらい上北台店 | ペットボトル・食品トレイ・紙パック・アルミ缶・キャップ・卵パック | ヤオコー東大和清原店 | ペットボトル・食品トレイ・牛乳パック・アルミ缶・キャップ・段ボール・透明トレイ |

（表3-1-8 リサイクル協力店）

不用品のリユース（環境対策課）

不燃ごみの減量とリユースを目的とした、不用品の回収と無料配布を実施しました。

フードドライブ（環境対策課）

家庭で余っている食品を回収し、必要な方に届けるフードドライブを実施しました。

| 回収量 | 備考 |
|--------------------------|--|
| 70.4kg (インスタント食品、缶詰等) | 回収日：①令和6年6月3日から6月14日まで ②令和6年10月1日から10月31日まで 回収場所：環境対策課（市役所庁舎3階）、TAIRAYA 奈良橋店 |

(表 3・1・9 食品の回収)

インクカートリッジ里帰りプロジェクト（環境対策課）

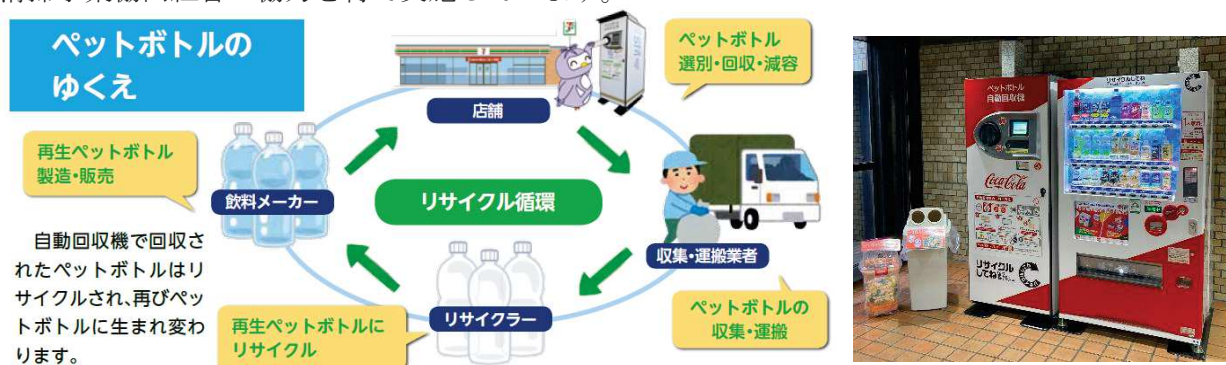
プリンターメーカー4社が、使用済みインクカートリッジのリサイクルを促進するため連携しているプロジェクトに参加し、使用済みインクカートリッジの回収を行いました。

| 回収量 | 備考 |
|---------|---------------------------------------|
| 143.3kg | 回収場所：市役所1階入口ホール、清原市民センター 桜が丘市民センター |

(表 3・1・10 インクカートリッジ回収量)

ペットボトル回収事業（環境対策課）

株式会社セブン-イレブンジャパン、コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社のそれぞれの企業と協働し、ペットボトルの回収事業を実施しました。またこの事業は、日本財団と東大和市清掃事業協同組合の協力を得て実施しています。



スペシャルオリンピックス日本 応援プログラム（環境対策課）

知的障害者のスポーツ推進を目的としたスペシャルオリンピックスへの活動支援のため、携帯電話とスマートフォン専用の回収ボックスを設置しました。

| 年度 | 回収量 | 備考 |
|--------|---------|-------------------|
| 令和 2年度 | 14.4kg | 回収場所：市役所3階環境対策課窓口 |
| 3年度 | 69.0kg | |
| 4年度 | 13.2 kg | |
| 5年度 | 34.5 kg | |
| 6年度 | 48.3 kg | |

(表 3・1・11 携帯電話とスマートフォン回収量)

使い捨てコンタクトレンズ空ケース回収事業（環境対策課）

HOYA株式会社アイケアカンパニーと協定を締結し、使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収事業を実施しました。

| 年度 | 回収量 | 備考 |
|---------|----------|--------------------------------------|
| 令和 2 年度 | 94.0kg | 回収場所：市役所 3 階環境対策課窓口、市民センター、公民館、市立中学校 |
| 3 年度 | 136.7 kg | |
| 4 年度 | 147.2 kg | |
| 5 年度 | 152.8 kg | |
| 6 年度 | 143.3 kg | |

（表 3・1・12 使い捨てコンタクトレンズ空ケース回収量）

使用済みプラスチック容器回収事業（環境対策課）

ユニリーバ・ジャパン・サービス株式会社及び花王株式会社と協働し、シャンプーボトルや詰め替えパウチなどの使用済みプラスチック容器の回収をしました。

| 年度 | 回収量 | 備考 |
|---------|--------|--------------------------------|
| 令和 4 年度 | 740 kg | 回収場所：市役所 3 階環境対策課窓口、市民センター、公民館 |
| 5 年度 | 349 kg | |
| 6 年度 | 247 kg | |

（表 3・1・13 使用済みプラスチック容器回収量）



フードシェアリングサービス事業（環境対策課）

売れ残りなどの事業系食品廃棄物の削減を図るため、フードシェアリングサービス「東大和タバスケ」を実施しました。

東大和市食品ロス削減（食べきり売り切り）協力店登録制度（環境対策課）

食品ロスの削減を図るため、取り組みに協力いただける市内の飲食店等を協力店として登録しました。登録店舗：17 店舗 店舗名（パティスリー ル シャトー、肉の富士屋、有限会社つかちゃん青果、不二家 FC 東大和市駅前店、浦川のお肉屋さん、FRUITS DAITO、コロリトゥーラ、KUJAKU BAKERY、サンサンベーカリー、大好 東大和店、森食料品店、尾崎商店 中央店、ラザレ 東大和店、イトーヨーカ堂 東大和店、TAIRAYA 奈良橋店、Café de Nostalg、珈琲倶楽部 ※登録店舗名は令和 6 年度末時点のもの

使い捨てプラスチック製品削減事業（環境対策課）

使い捨てプラスチック製品の使用抑制を図るため、ウォータースタンド株式会社と協働し、公共施設にマイボトル用給水機を設置しました。

| 年度 | ペットボトル削減本数 (500ml 換算) | 備考 |
|---------|--------------------------|---|
| 令和 5 年度 | 276 本 | 設置場所：市役所本庁舎 1 階・2 階・4 階、南街市民センター、桜が丘市民センター、向原市民センター、狭山公民館 |
| 令和 6 年度 | 23,792 本 | |

（表 3・1・14 使い捨てプラスチック製品削減量）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

東大和市マイボトル等協力店登録制度（環境対策課）

紙コップやプラスチック製品などの削減を図るため、取り組みに協力いただける市内の飲食店等を協力店として登録しました。登録店舗：6 店舗 店舗名(Stove、珈琲倶楽部、Café de Nostalg、OTONA COFFEE LOUNGE WING、TROPICAFE、食工房ぱる(市役所2階売店))

※登録店舗名は令和6年度末時点のもの

●資源循環型社会の実現

環境への負荷を低減し、資源・エネルギーを有効に利用する持続可能な循環型社会の構築を目指しています。

資源物集団回収の推進（環境対策課）

資源物の集団回収を行う団体に対し、報償金を交付しました。

| 年度 項目 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 報償金交付団体数 | 41 団体 | 43 団体 | 43 団体 | 45 団体 |
| 報償金額合計 | 4,728,424 円 | 4,968,871 円 | 5,003,042 円 | 5,581,018 円 |
| 資源物回収量 | 742,857.1 kg | 780,625.7 kg | 789,528.8 kg | 877,266.5 kg |

(表 3・1・15 資源物集団回収の状況)

生ごみの戸別収集（環境対策課）

生ごみの分別排出に協力をいただける市民を募り、週1回、生ごみの戸別収集を実施し、たい肥化に努めました。

| 年度 品目 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 登録世帯 | 39 世帯 | 40 世帯 | 41 世帯 | 45 世帯 | 56 世帯 |
| 収集量 | 1,827 kg | 2,022 kg | 2,181 kg | 2,465 kg | 2,503 kg |

※ 収集方法：市が配布した専用容器を用いて戸別に収集。

(表 3・1・16 生ごみの戸別収集)

生ごみたい肥化容器等購入費の補助（環境対策課）

可燃ごみの減量を図るため、生ごみたい肥化容器等の購入者に対し、補助金を交付しました。

| 補助内容 | 申請数 | 補助金額 |
|-----------|------|-----------|
| コンポスター | 1 件 | 1,100 円 |
| 発酵資材 | 7 件 | 10,500 円 |
| 密閉容器 | 5 件 | 31,800 円 |
| 電動式生ごみ処理機 | 46 件 | 821,900 円 |
| 合計 | 59 件 | 865,300 円 |

※ 電動式生ごみ処理機は、令和5年4月1日から補助対象に追加

(表 3・1・17 生ごみたい肥化容器等購入費補助)

リユース活動促進事業（環境対策課）

株式会社ジモティーと協働し、不用となった家具や家電製品等を必要としている方へ譲るリユース活動促進事業の広報活動を行いました。

年賀状等不用はがきの回収（環境対策課）

市内の郵便局の協力を得て、年賀状等不用はがきの回収を行いました。

| 年度 | 回収量 |
|---------|---------------------|
| 令和 2 年度 | 279kg (約 103,500 枚) |
| 3 年度 | 392kg (約 145,400 枚) |
| 4 年度 | 281kg (約 104,100 枚) |
| 5 年度 | 310kg (約 114,800 枚) |
| 6 年度 | 190kg (約 70,300 枚) |

(表 3・1・18 年賀状等不用はがきの回収量)

公共工事等へのエコセメント製品の利用推進（環境対策課）

東京たま広域資源循環組合では、焼却灰からエコセメントを生成しています。公共工事で用いるインターロッキングブロック、コンクリート境界ブロック、コンクリートL型、視覚障害者誘導用ブロックなどに使用されています。市内には、説明看板、エコセメント製のベンチを設置しています。当市の公共工事で使用したエコセメント製品使用量は、次のとおりです。

| 年度 項目 | 令和 6 年度 | 令和 5 年度 | 令和 4 年度 | 令和 3 年度 | 令和 2 年度 |
|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| インターロッキングブロック | 0 m ² | 0 m ² | 0 m ² | 0 m ² | 0 m ² |
| その他の製品 | 37,952 kg | 44,273 kg | 26,509 kg | 21,556 kg | 131,366 kg |

(表 3・1・19 エコセメント製品使用量)

●東大和市廃棄物減量等推進員制度

一般廃棄物の減量とリサイクルの推進を図るため、地域ボランティア及び自治会の協力を得て、廃棄物減量等推進員を募り、次に掲げる市の施策について、協力をいただきました。

- (1) 一般廃棄物の減量に関する地域住民への啓発
- (2) 一般廃棄物の適正分別及び適正排出等の指導
- (3) 資源物等の再利用の促進について
- (4) 市との連絡調整

・ 推進委員数：39 人

・ 東大和市廃棄物減量等推進員の主な活動

内 容：施設見学会（エコセメント化施設、二ツ塚最終処分場 他）

開催日：令和 6 年 11 月 11 日

参 加：14 人

3. 2 地球温暖化防止対策の推進

市民一人ひとりの行動が地球全体の温暖化に影響を及ぼしていることを認識し、環境負荷の低減に配慮した行動に努めることが必要です。

市では、地球温暖化対策や、省エネルギーの促進を行っています。

●再生可能エネルギー及び省エネルギーの促進

市民や事業者における、再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入を促進するため、国や東京都の支援に関する情報の提供に努めました。

市の太陽光等利用施設（環境対策課）

| 施設 | 設置機器 |
|----------------|--------|
| 桜が丘市民広場 | ソーラー時計 |
| 公園等 27 箇所 | ソーラー時計 |
| 公園等 8 箇所 11 基 | ソーラー街灯 |
| 駅前広場等 2 箇所 2 基 | ソーラー街灯 |
| 奈良橋市民センター | 温 水 器 |
| 学校給食センター | 太陽光パネル |

(表 3・2・1 市の太陽光等利用施設)



学校給食センターの太陽光パネル



ソーラー時計



ソーラー街灯

街路灯のLED化（都市基盤課）

平成 27 年度から、市で管理するすべての街路灯をLED街路灯に切り替えるとともに、宅地開発事業等により設置した街路灯についてもLED街路灯として、適切な維持管理に努めました。

LED街路灯 6,244 灯

園内灯のLED化（都市基盤課）

平成 31 年度から、市で管理するすべての公園、緑地等の園内灯をリース契約によりLED灯に切り替え、適切な維持管理に努めました。

LED園内灯 368 灯



LED街路灯



協和公園LED園内灯

家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京都・環境対策課）

東京都では、家庭の省エネ行動を促すため、省エネ性能の高い家電等買い替える都民に対し、LED割引券等に交換（令和6年9月末日で終了）または直接値引きができる「東京ゼロエミポイント」を付与し、また省エネアドバイスをを行う「家庭のゼロエミッション行動推進事業」を実施しました。市では、市報や、窓口におけるチラシの配架等で情報提供に努めました。

電気自動車の推進（管財課）

庁用自動車として電気自動車11台、プラグインハイブリッド車1台を運用し、CO₂排出の削減及び環境負荷の低減に努めました。



電気自動車と充電設備

●低炭素型都市づくり

移動手段を自動車利用から公共交通機関利用へ転換を図るとともに、自転車利用の環境を整えることなどに努め、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量削減など、環境負荷の少ないまちの実現に向けた取組を進めました。

コミュニティバスの利便性向上、利用促進（都市基盤課）

公共交通空白地域の解消を図るため、東大和市コミュニティバス「ちょこバス」を運行しています。令和6年度は、延べ約17万1千5百人(前年度：16万5千4百人)の利用がありました。



●自転車安全利用の促進及び交通安全対策

歩行者や自転車利用者が安全に通行できる幅員の確保・施設整備（都市基盤課）

歩行者や自転車利用者が安全に通行できるよう、都市計画道路築造時に歩道幅員2.5メートル以上を確保するとともに、歩道の段差解消に努めています。令和6年度は、市道第2001号線の歩道の段差解消工事を4か所行いました。

歩行者や自転車利用者が安全かつ快適に通行できる適正な道路の維持管理（都市基盤課）

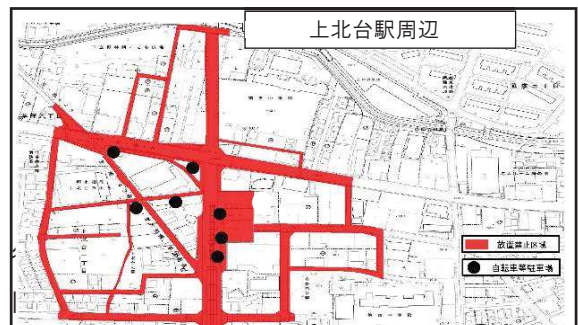
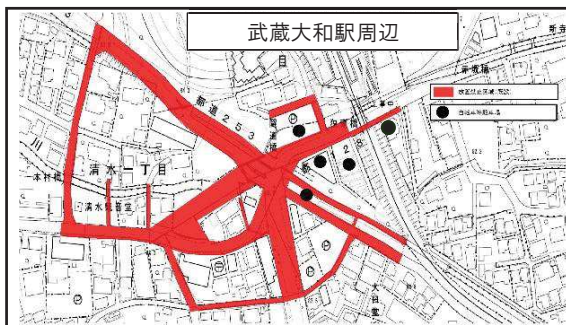
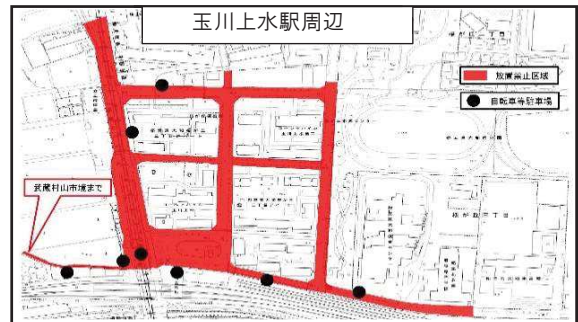
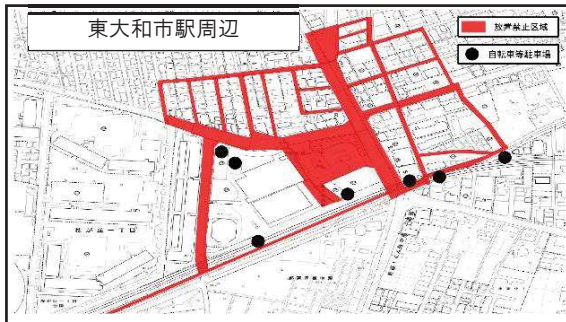
道路上の落下物や放置自転車等の撤去、街路樹の剪定、路面の補修、道路清掃を実施することで、歩行者や自転車利用者が快適に通行できる道路の維持管理に努めました。

保育園、幼稚園、小・中学校における交通安全教育の実施（都市基盤課）

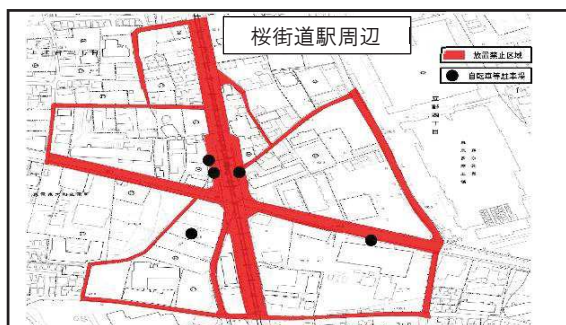
交通事故防止のため、保育園児や幼稚園児に対して、模擬信号機を活用した正しい横断歩道等の渡り方を周知しました。例年、小学生へは講話や自転車運転免許講習会を、中学生へはスクエア・ストレイト（交通事故の擬似体験）を東大和警察署と連携して実施することで、交通ルールの啓発を行っています。令和6年度は、保育園・幼稚園で13園、小学校10校及び対象であった第一中学校と第三中学校で実施しました。

自転車等放置禁止区域（都市基盤課）

各駅周辺の放置自転車等を減らし、安全な歩行空間の確保と生活環境の改善等を図るため、自転車等放置禁止区域を定めています。



●：自転車等駐車場



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

放置自転車対策（都市基盤課）

市道等における快適な歩行空間を確保するため、駅前の自転車等放置禁止区域や市道等に放置されている自転車等を撤去しました。

放置禁止区域内での放置自転車等撤去・返還台数 (単位：回、台、%)

| 駅名 | 撤去回数 | 撤去台数 | | 返還台数 | | 返還率 | |
|-------|------|------|----|------|----|------|----|
| | | 自転車 | 原付 | 自転車 | 原付 | 自転車 | 原付 |
| 東大和市駅 | 28 | 53 | 0 | 23 | 0 | 43.4 | — |
| 玉川上水駅 | 23 | 35 | 0 | 12 | 0 | 34.3 | — |
| 武蔵大和駅 | 7 | 7 | 0 | 3 | 0 | 42.9 | — |
| 上北台駅 | 23 | 32 | 0 | 16 | 0 | 50.0 | — |
| 桜街道駅 | 5 | 7 | 0 | 4 | 0 | 57.1 | — |
| 合計 | 86 | 134 | 0 | 58 | 0 | 43.3 | — |

※返還台数は、令和7年5月30日現在

(表 3・2・2 放置禁止区域内での撤去・返還台数)



撤去して、市で保管している放置自転車

放置自転車のリサイクル（都市基盤課）

市では、駅周辺の放置禁止区域内で撤去した放置自転車のうち、保管期限の過ぎた自転車を東京都自転車商協同組合大和村山支部（東大和市自転車リサイクル協力店）に譲渡しています。東大和市自転車リサイクル協力店では、この放置自転車を整備・再生して、販売をしました。

(単位：台)

| 対象台数 | 譲渡台数 | 譲渡先 |
|------|------|--------------------|
| 71 | 33 | 東京都自転車商協同組合 大和村山支部 |

(表 3・2・3 放置自転車のリサイクル台数)

●水循環の確保と水の有効利用の推進

都市化が進み道路はアスファルトに覆われ、雨水が地中に浸透する量が減少しています。雨水浸透ます等の雨水浸透施設の設置を促し、雨水の流出量を抑え大雨による浸水被害の防止に努めています。

また、宅地開発事業者に対して、宅地開発を行う時に雨水浸透施設等の設置を指導しています。

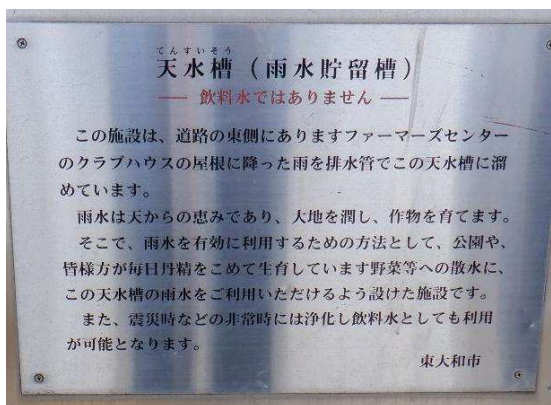
公共施設における雨水利用の推進

公共施設では、雨水を有効に利用しています。

令和2年度には、立野中央公園の雨水貯留槽「天水槽」を改修しました。

| 施設 | 雨水貯留槽 | 用途 |
|---------------|----------------------|-----|
| 市民会館（ハミングホール） | 24 m ³ | トイレ |
| 市民体育館 | 3,000 m ³ | トイレ |
| 郷土博物館 | 121 m ³ | トイレ |
| 立野中央公園 | 20 m ³ | 散水 |

（表 3・2・4 市の雨水利用施設）



立野中央公園 「天水槽（雨水貯留槽）」

民有地の雨水浸透施設の設置の促進（下水道課）

民有地における地下水のかん養を促し、水環境の保全や雨水の流出抑制を図るため、既存の戸建住宅及び宅地を所有する個人を対象に、雨水浸透ますの設置費用について補助を実施しています。

（単位：件）

| 区分 | 申請件数 | |
|----------------|-------|-------|
| | 令和6年度 | 令和5年度 |
| 雨水浸透施設（雨水浸透ます） | 2 | 2 |

（表 3・2・5 民有地の雨水浸透施設補助件数）

●東大和市地球温暖化対策実行計画の推進

東大和市の事務事業における温室効果ガス排出削減計画

「第四次東大和市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）に基づき、市で行う事務事業で排出される温室効果ガスの排出削減に取り組ましました。

| | |
|------|---|
| 計画期間 | 令和4(2022)年度～令和8(2026)年度 5年間 |
| 対象範囲 | 当市のすべての事務事業により排出される温室効果ガス |
| 基準年度 | 平成25(2013)年度 排出量4,376,468kg-CO ₂ |
| 計画目標 | 計画最終年度までに、33%(1,444,234kg-CO ₂)削減 ・計画開始前 令和3(2021)年度 時点で、11% は既削減済み(見込み) ・計画目標までの残り、22%(962,823kg-CO ₂) を削減していく |

(表 3・2・6 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画・基本事項)



(図 3・2・7 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画・中長期計画目標)

「第四次東大和市地球温暖化対策実行計画」の推進状況（環境対策課）

温室効果ガスの排出量は、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の4物質の排出量から二酸化炭素の換算値を求めていきます。

| 削減目標 | 年 度 | kg - CO ₂ | 増減率 (%) |
|---------|---------------------------|----------------------|---------|
| 24.2%以上 | 平成 25 (2013) 年度 (基準年度) | 4,376,468 | |
| | 令和 4 年度実績 | 4,172,119 | △4.7 |
| | 令和 5 年度実績 | 4,367,466 | △0.2 |
| | 令和 6 年度実績 | 3,961,945 | △9.5 |
| | 令和 6 (2024) 年度 (目標値) | 3,317,363 | △24.2 |

※増減率(%)は、平成 25 年度 (基準年度) との比率です。

(表 3・2・8 東大和市の事務事業における温室効果ガス総排出量)

(kg-CO₂)

| | | 第1四半期 | 増減 | 第2四半期 | 増減 | 第3四半期 | 増減 | 第4四半期 | 増減 | 計 | 増減 |
|------|----|---------|--------|-----------|--------|---------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| 電気 | R6 | 422,934 | | 672,510 | -21.4% | 490,702 | | 552,176 | -9.1% | 2,138,322 | -15.9% |
| | R5 | 502,003 | -15.8% | 855,850 | | 576,705 | -14.9% | 607,257 | | 2,541,815 | |
| 灯油 | R6 | 0 | | 0 | 0.0% | 10,989 | | 71,607 | 15.6% | 82,596 | 1.4% |
| | R5 | 0 | - | 0 | 0.0% | 19,507 | -43.7% | 61,925 | | 81,432 | |
| A重油 | R6 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 31,161 | | 121,446 | -18.8% | 152,607 | -15.5% |
| | R5 | 0 | | 0 | | 31,025 | 0.4% | 149,572 | | 180,597 | |
| LPG | R6 | 18,003 | | 91,590 | -3.2% | 7,745 | | 47,769 | -1.4% | 165,107 | -7.0% |
| | R5 | 13,803 | 30.4% | 94,636 | | 20,628 | -62.5% | 48,457 | | 177,524 | |
| 都市ガス | R6 | 233,008 | | 447,102 | -5.6% | 324,626 | | 378,298 | 7.5% | 1,383,034 | 3.0% |
| | R5 | 206,813 | 12.7% | 473,806 | | 310,830 | 4.4% | 351,839 | | 1,343,288 | |
| ガソリン | R6 | 7,269 | | 8,863 | 6.2% | 8,413 | | 6,997 | 1.6% | 31,542 | 1.3% |
| | R5 | 7,535 | -3.5% | 8,342 | | 8,362 | 0.6% | 6,887 | | 31,126 | |
| 軽油 | R6 | 1,561 | | 2,267 | 2.1% | 2,220 | | 1,699 | -22.7% | 7,747 | -11.4% |
| | R5 | 1,790 | -12.8% | 2,220 | | 2,534 | -12.4% | 2,199 | | 8,743 | |
| ハイドロ | R6 | 247 | | 247 | -2.8% | 250 | | 247 | -1.2% | 991 | -1.7% |
| | R5 | 254 | -2.8% | 254 | | 250 | 0.0% | 250 | | 1,008 | |
| 計 | R6 | 683,022 | | 1,222,578 | -14.8% | 876,106 | | 1,180,239 | -3.9% | 3,961,945 | -9.2% |
| | R5 | 732,198 | -6.7% | 1,435,108 | | 969,841 | | 1,228,386 | | 4,365,533 | |

(表 3・2・9 四半期ごとの温室効果ガス排出量)

端数処理を行っているため、合計値に
ずれが生じる場合があります。

近年では、猛暑日や熱帯夜が大幅に増加するなど、健康上の観点から、空調機の使用は無理な制限をするべきではないような状況となっています。そのため、設備機器の高効率化による省エネルギー化の推進や、再生可能エネルギーによって発電された排出係数の低い電気を調達するなどの方法により、温室効果ガス排出量の削減を図る必要があるにもかかわらず、そういった設備更新や、排出係数のさらに低い電気調達ができていないという部分が、目標未達の要因であると推察できます。LED 化や高効率な設備への更新が進み始めたことから、今後はより一層、市の施設の市民の利便性や災害対応力の観点とも直結させ、機械や仕組みを変えることで、温室効果ガスの削減を図っていきたいと考えています。

「CO₂排出係数」とは？

電気を発電する際に排出したCO₂(二酸化炭素)により数値が決まる係数のことです(電気供給1kWhあたりのCO₂排出量)。

契約する事業者毎、契約メニュー毎にその数値は異なります。

火力により発電した電気は係数が高く、太陽光等の再生可能エネルギーで発電した電気は排出係数が低くなります。

イメージ) 東大和市が1年間に使用した電力 1,000kW
排出係数がそれぞれ「0.5」と「0.1」の場合、
排出した二酸化炭素の量を求めると

$$A社 \quad 1,000 \times 「0.5」 = 500\text{kg-CO}_2$$

$$B社 \quad 1,000 \times 「0.1」 = 100\text{kg-CO}_2$$

同じ電力使用量でも、排出係数によりCO₂の排出量が異なります。

→ 排出係数の低い事業者、契約メニューを選ぶことが重要です。

「東大和市地球温暖化対策実行計画」の策定（環境対策課）

市で行う事務事業による温室効果ガスの排出削減に取り組む一方で、市全体での温室効果ガスの排出削減が急務となっており、市民や市内事業者と協働した対策に取り組む必要があります。

そのため、市は令和7年3月に、「東大和市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この計画は、これまでの計画で示していた「事務事業編」に加え、上述のように、市・市民・事業者が一丸となって連携し、市全体の温室効果ガス削減に取り組む「区域施策編」の内容を盛り込み、それら二つを一本化した計画となっています。なお、今回の一本化に伴い、「事務事業編」の計画期間を令和8年度から令和12年度に延伸しています。

| | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | ・・・ | 2050 | |
|-------|------------------------------|------|------|-------------------------------|------|------|------|------|------|------|-----|------|--|
| 区域施策編 | | | | 令和7（2025）年度から令和12（2030）年度 6年間 | | | | | | 次期計画 | | | |
| 事務事業編 | 令和4（2022）年度から令和8（2026）年度 5年間 | | | 令和7（2025）年度から令和12（2030）年度 6年間 | | | | | | 次期計画 | | | |

（表 3・2・10 東大和市地球温暖化対策実行計画・計画期間）

計画の策定にあたっては、事前に市域における温室効果ガスの現状の排出状況を推計するとともに、温室効果ガス削減のために実施できる可能性のある対策の手法を模索しました。また、市民や一部の事業者にはアンケートやヒアリング調査を行い、環境への意識などについて調査を実施しました。そしてこれらのデータを元に、市における温室効果ガスの排出ゼロに向けたロードマップを作成しました。

また、学識者や関係行政機関の職員で構成される「東大和市環境保全審議会」で審議を重ねるとともに、市民や市内事業者の皆さまからパブリックコメントという形で意見を伺い、その一部を計画に反映させる形で、「東大和市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

今後は、事前調査に加え専門家や市民や市内事業者の皆さまの考えを取り入れた「東大和市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市全体での排出削減に取り組めます。



（図 3・2・11 東大和市地球温暖化対策実行計画（表紙））

計画の目標

目標

令和 12 (2030) 年度までに 2013 年度比 **50%削減**

400.3 千 t-CO₂(2013) → 200.2 千 t-CO₂(2030)

長期目標

令和 32 (2050) 年度までに温室効果ガスの排出実質**ゼロ**

(表 3・2・12 東大和市地球温暖化対策実行計画・計画目標)



(表 3・2・13 東大和市地球温暖化対策実行計画将来像と取組の 3 つの柱)

「ゼロカーボンオープンハウス」の開催(環境対策課)

「東大和市地球温暖化対策実行計画」策定に係るパブリックコメントを募集する際、より幅広い意見を取り入れるため、中央公民館を会場に「ゼロカーボンオープンハウス」というイベントを実施しました。このイベントでは、計画に関する意見聴取だけでなく、市内事業者や市民団体等もブースを出展し、各主体における地球温暖化対策の取組を知ってもらうと同時に、行動変容に向けた周知啓発も行いました。



ゼロカーボンオープンハウス

公共施設のグリーンカーテン（総務課）

市役所本庁舎の中庭では、毎年7月から9月の日差しの強い時期に、ゴーヤのグリーンカーテンを設置し、室内に差し込む日差しを和らげています。



東大和市役所本庁舎のグリーンカーテン

樹木による二酸化炭素の吸収

森林は、二酸化炭素を吸収し、地上部及び地中に貯蔵して地球温暖化防止の役割を果たします。市内の狭山緑地（145,642 m²）を、主に樹齢約60年のコナラの林として計算した場合、概ね69.3t/年の二酸化炭素を吸収していると考えられます。

東大和市電力の調達に係る環境配慮方針（契約検査課）

地球温暖化問題への対応として、温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約を行うため、小売電気事業者の選定方法について必要な事項を定めた方針を制定しています。（令和3年12月1日施行）

令和6年度は、市役所本庁舎等の公共施設の電気需給について、同方針に沿った選定を行いました。（市庁舎、市立小中学校、市立中央公民館外10施設、学校給食センター）

第4章

環境負荷を低減し、健康で安心して
住み続けられる快適なまちの施策



4. 1 安全で快適な生活環境の確保

市では、騒音、振動、大気、水質等の状況等について一般環境調査を継続的に実施し、状況の把握に努めています。近年の傾向として生活騒音・臭い等、近隣関係による環境トラブルの苦情や相談が増加しており、啓発活動や指導に努めています。

● 公害等の防止に係る対策の推進

簡易測定による二酸化窒素調査 (環境対策課)

自動車排出ガス(二酸化窒素)大気汚染状況調査

調査方法 各測定地点に簡易測定器(フィルターバッジ)を24時間取り付け、付着した二酸化窒素の濃度を測定します。

調査期間 令和6年12月23日(月)~12月24日(火)

環境基準 1日の平均値が0.04ppm~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下。

調査結果 0.016~0.026ppmであり、昨年度に比べて低い値となりました。交通量の多い交差点で最高値を計測しましたが、環境基準値内です。二酸化窒素濃度は、気象条件等による影響を受ける場合があります。

(単位: ppm)

| | 測定場所 | | | 測定結果 | | | | |
|----|---------|---------|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 路線番号 | (愛称名) | 測定地点 | R6年度 | R5年度 | R4年度 | R3年度 | R2年度 |
| | 実施日時 | | | 12月23日 | 12月20日 | 12月22日 | 12月20日 | 1月7日 |
| | 天候 | | | 晴 | 晴 | 晴 | 晴 | 晴 |
| 1 | 都道5号線 | (青梅街道) | 芋窪交差点 | 0.016 | 0.023 | 0.013 | 0.017 | 0.009 |
| 2 | 都道5号線 | (青梅街道) | 奈良橋交差点 | 0.017 | 0.026 | 0.014 | 0.021 | 0.010 |
| 3 | 都道128号線 | (志木海道) | 清水観音堂前 | 0.017 | 0.025 | 0.015 | 0.021 | 0.012 |
| 4 | 都道5号線 | (新青梅街道) | 上立野交差点 | 0.026 | 0.032 | 0.020 | 0.027 | 0.016 |
| 5 | 都道5号線 | (新青梅街道) | 奈良橋庚申塚交差点 | 0.025 | 0.030 | 0.017 | 0.023 | 0.017 |
| 6 | 都道5号線 | (新青梅街道) | 清水五丁目交差点 | 0.025 | 0.034 | 0.021 | 0.029 | 0.016 |
| 7 | 都道43号線 | (芋窪街道) | 上北台団地東交差点 | 0.021 | 0.026 | 0.014 | 0.020 | 0.012 |
| 8 | 都道5号線 | (青梅街道) | 東大和中央交差点 | 0.018 | 0.028 | 0.018 | 0.021 | 0.012 |
| 9 | 都道43号線 | (芋窪街道) | 桜街道交差点 | 0.022 | 0.028 | 0.017 | 0.022 | 0.013 |
| 10 | 市道2号線 | (桜街道) | 桜が丘交差点 | 0.022 | 0.025 | 0.017 | 0.021 | 0.012 |
| 11 | 都道5号線 | (青梅街道) | 東大和市駅前交差点 | 0.018 | 0.028 | 0.019 | 0.022 | 0.015 |
| 12 | 都道43号線 | (芋窪街道) | 玉川上水駅北交差点 | 0.024 | 0.027 | 0.018 | 0.025 | 0.018 |
| 13 | 市道1号線 | (用水北通り) | 用水北交差点 | 0.018 | 0.029 | 0.016 | 0.023 | 0.017 |
| 14 | 市道1号線 | (用水北通り) | 青梅橋東交差点 | 0.016 | 0.025 | 0.018 | 0.021 | 0.018 |
| 15 | 都道5号線 | (新青梅街道) | 南高木交差点 | 0.025 | 0.031 | 0.025 | 0.023 | 0.016 |
| 16 | 都道5号線 | (新青梅街道) | 高木3-375先交差点 | 0.024 | 0.028 | 0.021 | 0.023 | 0.017 |

参考: 都内の窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)の排出量を見ると、NOxの約4割、PMの約4分の1が自動車(建設機械等を含む。)から排出されています。自動車の排気ガス排出量のうち、窒素酸化物の約8割、粒子状物質のほとんどがディーゼル車によるものです。(東京都環境局発行・東京都環境白書2018抜粋)

(表4-1-1 自動車排出ガス大気汚染状況調査測定結果)

光化学スモッグ（環境対策課）

光化学スモッグは、自動車や工場等から排出される窒素酸化物と炭化水素が、紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的汚染物質を生成することにより発生します。

東京都では、都内を8地域に分けて、光化学スモッグが発生しやすい4月から10月までの間、基準測定点におけるオキシダント濃度が緊急時の発令基準以上になった場合に、光化学スモッグ注意報等を発令しています。

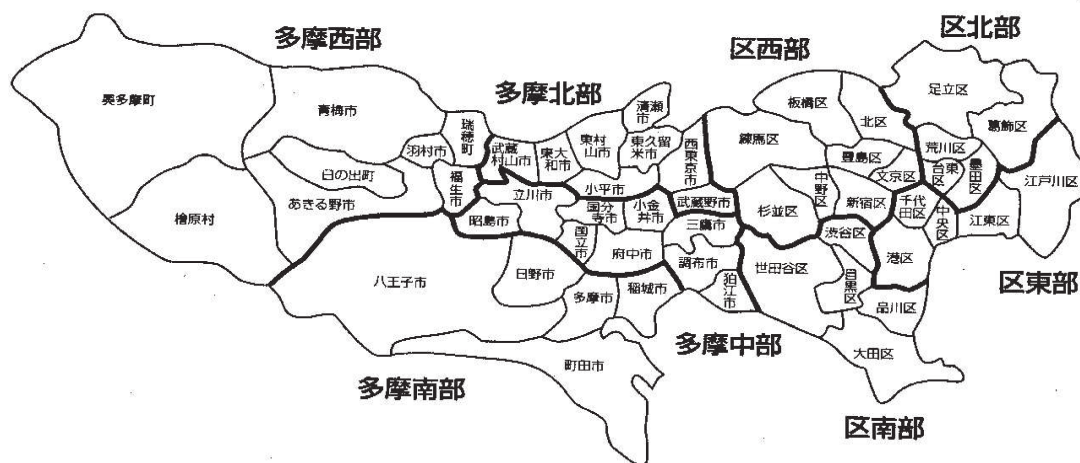
東大和市は多摩北部地域に属し、奈良橋（市立第一小学校敷地内）に基準測定点があります。

| | |
|------|-----------------------------|
| 学校情報 | : オキシダント濃度が0.10ppm以上で継続するとき |
| 注意報 | : オキシダント濃度が0.12ppm以上で継続するとき |
| 警報 | : オキシダント濃度が0.24ppm以上で継続するとき |

(表 4-1-2 光化学スモッグ警報等 発令基準)

市では、注意報等の発令時には、「東大和市公式LINE」を活用して市民に注意を呼びかけています。また、東京都ではインターネットやメールによる情報提供も行っています。

(東京都環境局のホームページ <https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>)



(図 4-1-3 多摩北部地域区分け)

(単位：回)

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 合計 |
|------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|---------|
| 学校情報 | 1 (0) | 1 (1) | 1 (3) | 11 (5) | 3 (1) | 2 (2) | 0 (0) | 19 (12) |
| 注意報 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 4 (3) | 3 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 7 (3) |

※ () 内の数字は前年度の発令回数です。

※ 警報の発令はありませんでした。

(表 4-1-3 多摩北部地域光化学スモッグ注意報等発令状況)

大気汚染情報（PM2.5等）（環境対策課）

東大和市奈良橋に東京都環境局が設置した大気汚染常時監視測定局があり、常時速報として公表されています。

（東京都環境局ホームページ <https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>）

：大気環境>大気汚染対策>大気汚染防止に関する都の取組>大気汚染測定結果ダウンロード

東大和市奈良橋測定局におけるPM2.5の測定結果は、次のとおりです。

| 項目 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 年平均値 | 8.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 8.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 8.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 8.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 9.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |
| 1日平均値の98%値 | 22.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 20.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 19.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 18.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 25.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |

※PM2.5の環境基準：1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が年間の低い方から98%に相当する値が、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

（表4-1-4 東大和市奈良橋測定局PM2.5測定結果）

騒音・振動対策の推進

航空機騒音調査（環境対策課）

市では、市民体育館屋上において、航空機の通過状況や騒音レベルの測定を年2回行っています。この調査は立川基地を離発着する航空機を対象にしていますが、それ以外にも警視庁や東京消防庁のヘリコプター等市内の上空を通過する航空機についても騒音の有無に係わらず飛行回数に加えています。

また、東大和市は、航空機騒音に係る環境基準の地域に該当していませんが、参考値として、令和5年度までは、旧環境基準のWECPNL（加重等価継続感覚騒音レベル）と比較しており、令和6年度からは、測定機器の更新により、現行の環境基準であるLden（時間帯補正等価騒音レベル）と比較しています。なお、令和5年度以前との比較ができるようWECPNL（加重等価継続感覚騒音レベル）も参考として算出しています。

調査状況

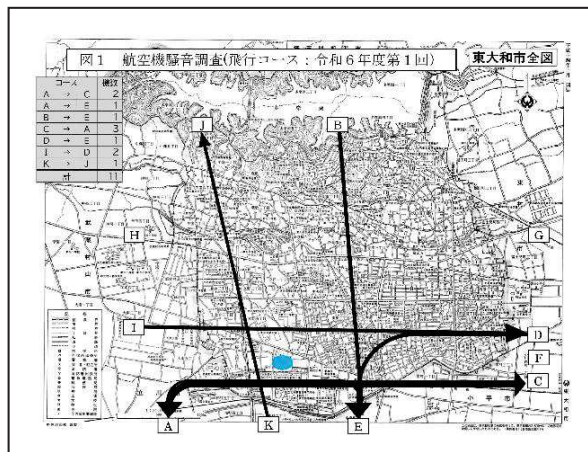
| | 第一回 | 第二回 |
|------|---|------------------------|
| 測定日時 | 令和6年12月13日（金）9:00~16:29 | 令和7年2月28日（水）9:00~17:43 |
| 測定場所 | 東大和市民体育館 屋上 | |
| 気象状況 | 晴れ時々曇り、北風 | 晴れ時々曇り、北風 |
| 暗騒音 | ≤50dB（A） | |
| 測定項目 | 機種及び飛行時刻、最大騒音レベル、時間帯補正等価騒音レベル（Lden）、加重等価持続感覚騒音レベル（WECPNL）、飛行コース | |

※暗騒音とは、騒音の周辺環境に発生している対象騒音以外の相対的騒音です。対象騒音と暗騒音の騒音量の差が10dB以上あれば、暗騒音による影響は受けないと考えられます。

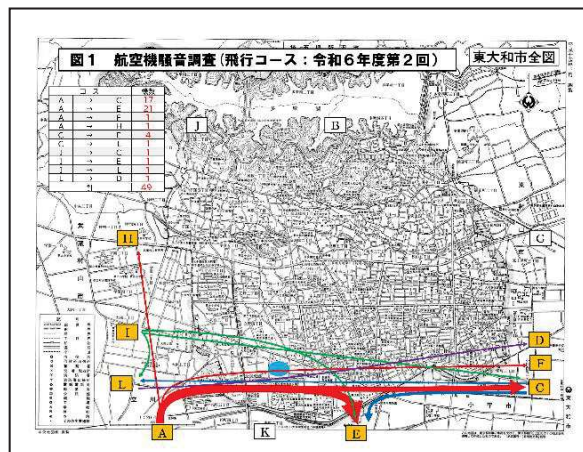
（表4-1-5 航空機騒音調査状況）

飛行コース

立川基地に所属する航空機の飛行訓練（旋回）空域は東大和市を北限としているため、飛行コースはほぼ決まっています。第一回目は、東の小平方面から市民体育館南側を通過後、立川基地方面へ飛行する航空機が一番多く、第二回目は、立川基地方面から市民体育館南側を通過後、立川方面へ南下する航空機が一番多く見られました。飛行高度については、ほぼ一定の高度で飛行しているように感じられました。



(図 4-1-6 航空機騒音調査・第一回飛行コース)



(図 4-1-7 航空機騒音調査・第二回飛行コース)

令和 6 年度第一回航空機騒音調査結果

- ①時間帯補正等価騒音レベル (Lden) : 45.1dB
- ②加重等価持続感覚騒音レベル (WECPNL) : 58.1 (令和 5 年度第一回 : 53.6)

| 飛行番号 | 開始時刻 | 終了時刻 | 最大騒音レベル (LASmax) | 周波数重み特性 | 時間重み特性 | 所属・種類 | 機種 | 方向 | |
|------|------------|------------|------------------|---------|--------|---------|---------|----|-----|
| | | | | | | | | | |
| 1 | 09:16:02.2 | 09:17:49.5 | 75.7 | A | S | 警視庁 H | おおとり 5号 | C | → A |
| 2 | 09:54:25.1 | 09:55:50.5 | 74.4 | A | S | 警視庁 H | おおとり 5号 | C | → A |
| 3 | 09:58:19.5 | 09:59:51.5 | 57.3 | A | S | 米軍 A | C30J | K | → J |
| 4 | 10:01:58.6 | 10:03:53.2 | 69.2 | A | S | 米軍 A | C30J | B | → E |
| 5 | 10:12:33.0 | 10:13:26.7 | 66.1 | A | S | ドクターヘリ | EC35 | C | → A |
| 6 | 12:22:29.6 | 12:23:23.7 | 74.4 | A | S | 米軍 H | B212 | I | → D |
| 7 | 13:02:23.2 | 13:04:44.9 | 64 | A | S | 自衛隊 A | Cl30H | I | → D |
| 8 | 13:22:41.0 | 13:23:41.8 | 62.9 | A | S | 警視庁 H | おおとり 1号 | A | → E |
| 9 | 13:39:34.1 | 13:40:51.8 | 76.1 | A | S | 警視庁 H | おおとり 5号 | A | → C |
| 10 | 13:46:53.4 | 13:48:10.5 | 70.3 | A | S | 東京消防庁 H | ちどりA139 | A | → C |
| 11 | 15:37:22.5 | 15:38:07.3 | 66.1 | A | S | 東京消防庁 H | ちどりA139 | D | → E |

※上表の「所属・種類」中、H：ヘリコプター、A：飛行機である。

(表 4-1-8 航空機騒音調査表 (第一回))

令和6年度第二回航空機騒音調査結果

①時間帯補正等価騒音レベル (Lden) : 48.9dB

②加重等価持続感覚騒音レベル (WECPNL) : 61.9 (令和5年度第二回 : 52.3)

| 飛行番号 | 開始時刻 | 終了時刻 | 最大騒音レベル (LASmax) | 周波数重み特性 | 時間重み特性 | 所属・種類 | 機種 | 方向 | 飛行番号 | 開始時刻 | 終了時刻 | 最大騒音レベル (LASmax) | 周波数重み特性 | 時間重み特性 | 所属・種類 | 機種 | 方向 |
|------|------------|------------|------------------|---------|--------|---------|----------|-------|------|------------|------------|------------------|---------|--------|-------|--------|-------|
| 1 | 09:40:04.2 | 09:40:39.3 | 65.2 | A | S | 東京都 H | H135 | I → E | 26 | 14:02:57.3 | 14:03:56.6 | 73 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → C |
| 2 | 09:41:48.2 | 09:42:43.5 | 68.3 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E | 27 | 14:04:06.4 | 14:04:58.5 | 68.5 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E |
| 3 | 09:51:32.4 | 09:52:21.6 | 73.8 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E | 28 | 14:07:53.7 | 14:08:14.3 | 62 | A | S | 警視庁 H | はやぶさ3号 | A → C |
| 4 | 10:04:16.1 | 10:04:56.9 | 70.9 | A | S | 警視庁 H | はやぶさ3号 | A → C | 29 | 14:11:26.5 | 14:11:45.0 | 60.5 | A | S | 警視庁 H | はやぶさ3号 | C → E |
| 5 | 10:08:18.8 | 10:08:47.6 | 60.9 | A | S | 警視庁 H | はやぶさ3号 | A → C | 30 | 14:16:35.4 | 14:17:07.9 | 64.6 | A | S | 警視庁 H | はやぶさ3号 | A → C |
| 6 | 10:13:24.9 | 10:13:39.7 | 61.3 | A | S | 警視庁 H | はやぶさ3号 | A → C | 31 | 14:18:34.7 | 14:19:18.1 | 72 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E |
| 7 | 10:21:01.8 | 10:21:49.4 | 66.8 | A | S | 警視庁 H | はやぶさ3号 | A → C | 32 | 14:19:32.5 | 14:20:06.5 | 69.9 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E |
| 8 | 10:26:34.2 | 10:27:16.0 | 61.3 | A | S | 警視庁 H | はやぶさ3号 | A → C | 33 | 14:20:37.0 | 14:21:06.6 | 58.9 | A | S | 警視庁 H | はやぶさ3号 | C → E |
| 9 | 10:32:26.3 | 10:33:37.2 | 73.2 | A | S | 東京都防衛 H | ちどりAW139 | A → C | 34 | 14:28:01.5 | 14:28:52.5 | 72.3 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E |
| 10 | 10:39:20.5 | 10:39:56.1 | 63.1 | A | S | 東京都防衛 H | ちどりAW139 | A → H | 35 | 14:29:51.3 | 14:30:17.8 | 63.4 | A | S | 警視庁 H | はやぶさ3号 | A → C |
| 11 | 10:47:03.5 | 10:48:05.4 | 79.4 | A | S | その他 H | H145 | C → L | 36 | 14:34:54.7 | 14:35:54.5 | 75.1 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E |
| 12 | 10:50:50.7 | 10:50:57.0 | 61.2 | A | S | その他 H | H145 | I → L | 37 | 14:37:24.5 | 14:38:03.9 | 71.3 | A | S | 警視庁 H | おとり1号 | A → C |
| 13 | 10:58:00.4 | 10:58:17.1 | 64.7 | A | S | その他 H | H145 | L → D | 38 | 14:39:35.0 | 14:40:11.9 | 63.7 | A | S | 警視庁 H | はやぶさ3号 | A → C |
| 14 | 11:14:01.0 | 11:15:23.9 | 69.8 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E | 39 | 14:44:58.4 | 14:45:57.0 | 72.7 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → C |
| 15 | 11:35:50.4 | 11:36:43.0 | 70.2 | A | S | 警視庁 H | おとり1号 | A → C | 40 | 14:48:38.2 | 14:49:29.8 | 77.3 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E |
| 16 | 11:41:05.2 | 11:41:29.4 | 62.6 | A | S | 東京都防衛 H | ちどりAW139 | C → E | 41 | 15:02:52.5 | 15:03:39.7 | 65.7 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E |
| 17 | 12:00:00.4 | 12:01:15.7 | 74.4 | A | S | 東京都防衛 H | ちどりAW139 | A → F | 42 | 15:14:15.7 | 15:15:05.1 | 69 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E |
| 18 | 13:20:40.3 | 13:21:40.7 | 71.5 | A | S | 東京都防衛 H | ちどりAW139 | A → C | 43 | 15:20:35.2 | 15:21:35.2 | 67.4 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E |
| 19 | 13:21:41.5 | 13:22:49.3 | 70.5 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E | 44 | 15:27:07.4 | 15:27:49.9 | 71.7 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E |
| 20 | 13:26:15.2 | 13:27:13.7 | 67.9 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E | 45 | 15:36:47.0 | 15:37:25.8 | 67.2 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E |
| 21 | 13:36:15.2 | 13:37:20.2 | 70.9 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E | 46 | 15:43:32.1 | 15:44:18.8 | 72 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E |
| 22 | 13:37:49.5 | 13:38:42.1 | 67.2 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E | 47 | 15:50:56.3 | 15:51:37.7 | 70.5 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E |
| 23 | 13:48:43.6 | 13:49:55.6 | 74.4 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → C | 48 | 16:14:04.4 | 16:14:30.9 | 68.7 | A | S | 東京都 H | H135 | I → C |
| 24 | 13:50:04.8 | 13:50:56.1 | 69.7 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → E | 49 | 16:20:01.8 | 16:20:55.6 | 67.3 | A | S | 自衛隊 H | UH-1 | A → C |
| 25 | 14:02:22.0 | 14:02:31.3 | 60.8 | A | S | 東京都防衛 H | ちどりAW139 | C → E | | | | | | | | | |

(表 4-1-9 航空機騒音調査表 (第二回))

時間帯補正等価騒音レベル (Lden) と加重等価継続感覚騒音レベル (WECPNL)

東大和市は航空機騒音に係る環境基準の地域類型に指定されておらず、平成25年4月から施行された新環境基準 (Lden) に定められた測定方法と異なるため、環境基準との比較は難しいですが、地域類型 I の環境基準値である Lden : 57dB 及び旧環境基準値である WECPNL : 70 以下でした。

※現環境基準は Lden で、飛行機の騒音を、聞こえ始めから聞こえ終わるまでの人が受ける騒音エネルギーを測定するものです。



陸上自衛隊 UH-1H 機



陸上自衛隊 OH-6D 機

主要幹線道路交通騒音・振動調査（環境対策課）

市では、市内主要幹線道路ごとの道路交通騒音・振動の状況を監視するため、年1回、4地点で24時間調査を実施しています。

自動車走行に伴い発生する騒音・振動は、交通量、渋滞、速度等が大きく影響を及ぼしています。

また、道路の舗装構造によっても異なり、主要幹線道路である新青梅街道、芋窪街道は低騒音舗装構造が採用されています。道路交通振動では、路面に亀裂やマンホール等による段差がある場合や硬度の路面構造としているかどうか等でも発生状況が異なります。

この調査結果については、東京都へ報告しています。

調査方法

主要地方道の交差点から次の交差点までの間を1区間とし、この区間内で代表する地点の騒音、振動、交通量を24時間測定（毎正時10分補正なし）しました。

測定日：令和6年12月23日（月）～12月24日（火）

（単位：dB）

| 幹線名 | | 測定結果 | 時間の区分 | | | |
|------------------|--------------------|-------|---------------|---------------|---------------------------|---------------------------|
| | | | 騒音 | | 振動 | |
| | | | 昼間 (6～22時) | 夜間 (22～6時) | 昼間 (8～19時) (※8～20時) | 夜間 (19～8時) (※20～8時) |
| 都道5号線 (新青梅街道) | 奈良橋 庚申塚 交差点東 | 測定値 | 71 | 67 | 53 | 49 |
| | | 環境基準値 | 70 | 65 | — | — |
| | | 要請限度 | 75 | 70 | 65 | 60 |
| | | 交通量 | 38,412台/日 | | | |
| 都道5号線 (青梅街道) | 東大和 中央 交差点北 | 測定値 | 62 | 56 | 43 | 33 |
| | | 環境基準値 | 70 | 65 | — | — |
| | | 要請限度 | 75 | 70 | 65 | 60 |
| | | 交通量 | 8,022台/日 | | | |
| | 奈良橋川 村山橋東 | 測定値 | 65 | 60 | 32 | 21 |
| | | 環境基準値 | 70 | 65 | — | — |
| | | 要請限度 | 75 | 70 | 65 | 60 |
| | | 交通量 | 8,172台/日 | | | |
| 都道43号線 (芋窪街道) | 桜街道 交差点北 | 測定値 | 65 | 60 | 43 | 40 |
| | | 環境基準値 | 70 | 65 | — | — |
| | | 要請限度 | 75 | 70 | 70 | 65 |
| | | 交通量 | 17,448台/日 | | | |

※芋窪街道の振動の時間区分は昼間（※8時～20時）、夜間（※20時～8時）となります。

（表 4・1・10 主要幹線道路交通騒音・振動調査の測定結果）

ダイオキシン類の大気環境調査 (環境対策課)

市内の2施設の屋上において、年2回ダイオキシン類の濃度を測定しています。

調査時期 毎年概ね8月と2月の各1週間

調査地点 上北台市民センター、狭山公民館

分析対象 ダイオキシン類物質 41種類

環境基準 0.6pg-TEQ/m³以下

調査結果 環境基準を大きく下回るとともに、ここ数年は減少傾向にあります。

(単位:pg-TEQ/m³)

| 測定地点 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 上北台市民センター | 0.0075 | 0.0087 | 0.011 | 0.011 | 0.013 |
| 狭山公民館 | 0.0180 | 0.0069 | 0.011 | 0.012 | 0.013 |
| 年間平均値 | 0.0128 | 0.0078 | 0.011 | 0.012 | 0.013 |

(表 4・1・11 ダイオキシン類濃度の経年変化)



上北台市民センター 屋上



狭山公民館 屋上

水質汚濁防止対策の推進

市内三河川水質調査（環境対策課）

市では、市内を流れる河川（空堀川・奈良橋川・前川）の水質状況を把握するため、年4回（5月、8月、11月、2月）水質調査を実施しています。

※環境基準が適用される類型指定は空堀川のみです。

※空堀側中流の第1回及び第2回、奈良橋川下流の第1回及び第4回は河床工事の影響により、欠測となりました。

| | 空堀川 | | 奈良橋川 | | 前川 | | 環境基準（A類型） ※空堀川のみ適用 |
|-----------------------|---------|-------|---------|--------|---------|-------|-----------------------|
| | 下砂橋 | 清水橋 | 宮田橋 | 空堀川合流点 | 東邦分譲地下 | 本村橋 | |
| 気温（℃） | 11.5 | 16.7 | 18.4 | 25.2 | 17.2 | 16.7 | — |
| 水温（℃） | 13.4 | 19.4 | 16.7 | 22.3 | 18.0 | 17.7 | — |
| 流量（m ³ /S） | 0.100 | 0.162 | 0.025 | 0.054 | 0.017 | 0.023 | — |
| pH | 7.8 | 7.6 | 7.2 | 7.1 | 7.0 | 7.3 | 6.5以上8.5以下 |
| BOD（mg/ℓ） | 1.5 | 1.5 | 1.4 | 1.1 | 1.7 | 1.8 | 2mg/ℓ以下 |
| SS（mg/ℓ） | 5.0 | 9.3 | 8.0 | 3.5 | 1.3 | 1.3 | 25mg/ℓ以下 |
| DO（mg/ℓ） | 8.9 | 9.8 | 10.5 | 11.6 | 9.9 | 10.6 | 7.5mg/ℓ以上 |
| 大腸菌数（MPN/100ml） | 95 | 160 | | | | | 300CFU/100ml以下 |
| カドミウム（mg/ℓ） | <0.0003 | | <0.0003 | | <0.0003 | | 0.003以下 |
| 鉛（mg/ℓ） | <0.001 | | <0.001 | | <0.001 | | 0.01以下 |
| 砒素（mg/ℓ） | <0.001 | | <0.001 | | <0.001 | | 0.01以下 |
| シアン（mg/ℓ） | <0.02 | | <0.02 | | <0.02 | | 検出されないこと |
| 総水銀（mg/ℓ） | <0.0005 | | <0.0005 | | <0.0005 | | 0.0005以下 |
| 六価クロム（mg/ℓ） | <0.02 | | <0.02 | | <0.02 | | 0.05以下 |

※この数値は、年4回の平均値としています。

※アンダーラインは、環境基準を超えたものです。

※各項目については、P92ページの用語解説を参照してください。

※シアン（mg/ℓ）は0.02が定量下限値です。

※この調査結果については、東京都へ報告しています。

（表 4・1・12 市内三河川水質調査測定結果）



空堀川 高木橋付近

空堀川通日水質調査（環境対策課）

空堀川の流域4市(武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市)では、快適な水辺環境の創出と水量の確保を目指し、合同で水質調査を毎年実施しています。

この通日調査は1日の汚濁負荷量と流量変動の把握を目的とし、清水橋付近で年1回11月に午前10時から翌朝午前10時までの2時間間隔(午前0時から午前6時の間は3時間間隔)で実施しています。

測定日 令和6年11月5日(火)～6日(水)

| | 10:00 | 12:00 | 14:00 | 16:00 | 18:00 | 20:00 | 22:00 | 0:00 | 3:00 | 6:00 | 8:00 | 10:00 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 気温(°C) | 18.8 | 20.5 | 21.4 | 20.4 | 17.2 | 16.6 | 16.0 | 15.0 | 13.6 | 13.5 | 14.3 | 15.8 |
| 水温(°C) | 18.0 | 19.1 | 20.2 | 19.8 | 18.8 | 17.9 | 17.9 | 17.8 | 16.9 | 17.0 | 17.0 | 17.8 |
| 色相 | 淡黄緑色 | 淡黄緑色 | 淡黄緑色 | 淡黄緑色 | (淡黄緑色) | (淡黄緑色) | (淡黄緑色) | (淡黄緑色) | (淡黄緑色) | 淡黄緑色 | 淡黄緑色 | 淡黄緑色 |
| 臭気 | 弱川藻臭 | 弱川藻臭 | 弱川藻臭 | 弱川藻臭 | 弱川藻臭 | 弱川藻臭 | 弱川藻臭 | 弱川藻臭 | 弱川藻臭 | 弱川藻臭 | 弱川藻臭 | 弱川藻臭 |
| 透視度(cm) | >50 | >50 | >50 | >50 | (>50) | (>50) | (>50) | (>50) | (>50) | >50 | >50 | >50 |
| 流量(m ³ /S) | 0.131 | 0.068 | 0.075 | 0.072 | 0.084 | 0.094 | 0.087 | 0.084 | 0.085 | 0.093 | 0.094 | 0.076 |
| pH | 7.4 | 7.5 | 7.8 | 7.7 | 7.4 | 7.1 | 7.0 | 7.0 | 7.1 | 7.2 | 7.3 | 7.4 |
| BOD(mg/ℓ) | 1.0 | 0.9 | 0.9 | 1.0 | 0.8 | 0.8 | 0.6 | 0.9 | 1.3 | 1.1 | 1.1 | 0.8 |
| SS(mg/ℓ) | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 4 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| DO(mg/ℓ) | 9.1 | 10.5 | 10.6 | 9.6 | 9.0 | 8.4 | 8.1 | 7.9 | 7.9 | 8.1 | 8.9 | 9.5 |

※色相、透視度欄の()は、電灯を介したものです。
 ※pH、BOD、SS、DOの表記はP92の用語解説を参照してください。
 ※アンダーラインは、環境基準の範囲外のものであります。

(表 4-1-13 空堀川通日水質調査測定結果)

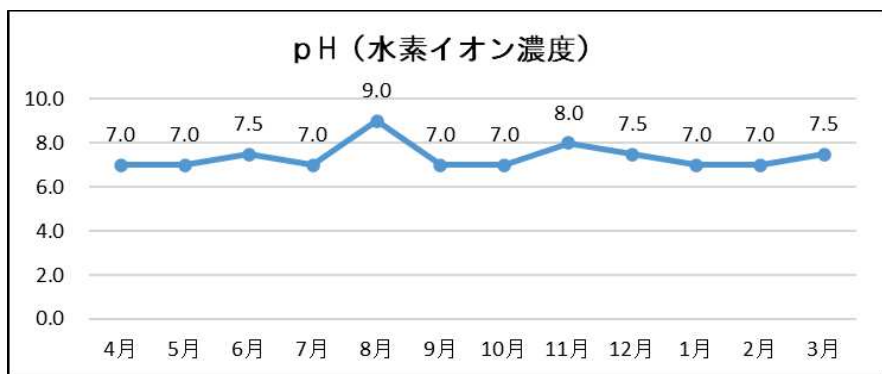
二ツ池水質調査（環境対策課）

市では、二ツ池の水質状況を把握するため、月1回パックテストによる簡易調査を実施しています。なお、12月～2月の期間、環境改善作業を行うため、池の減水を行っております。

- ① pH(水素イオン濃度)は、8月が9.0で比較的高値でありましたが、概ね一定の中性(7.0)付近で安定していました。

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| pH(水素イオン濃度) | 7.0 | 7.0 | 7.5 | 7.0 | 9.0 | 7.0 | 7.0 | 8.0 | 7.5 | 7.0 | 7.0 | 7.5 |

(表 4-1-14 二ツ池水質調査(pH)測定結果)



(図 4-1-15 二ツ池水質調査(pH)測定結果)

② COD（化学的酸素要求量）

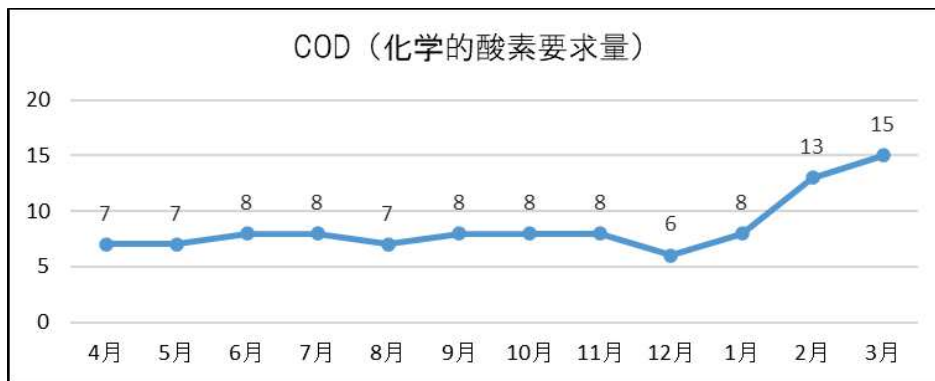
COD は、池の減水を行った影響により、1月～3月に上昇傾向がみられましたが、年間を通して概ね7mg/L前後を推移していました。

（単位：mg/ℓ）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| COD（化学的酸素要求量） | 7 | 7 | 8 | 8 | 7 | 8 | 8 | 8 | 6 | 8 | 13 | 15 |

（表 4・1・16 ニツ池水質調査（COD）測定結果）

（単位：mg/ℓ）



（図 4・1・17 ニツ池水質調査（COD）測定結果）

③ DO（溶存酸素量）

DO は、4月、5月及び9月を除き、10 mg/L を超える結果となり、昨年度と比較し、大きな改善が見られました。

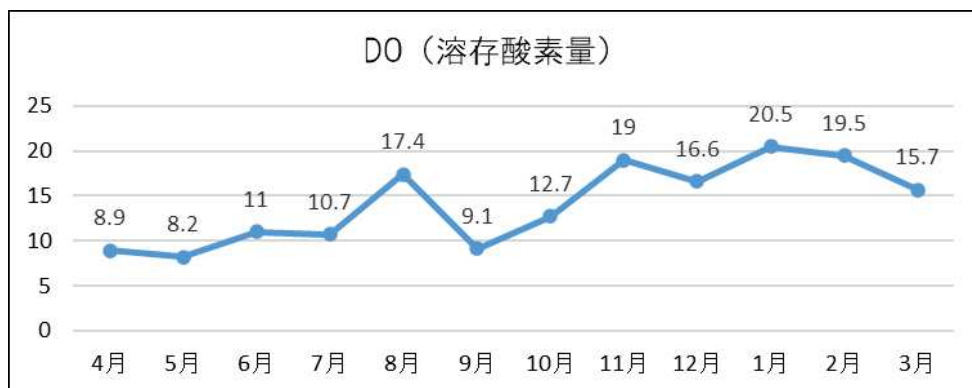
（単位：mg/ℓ）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------|-----|-----|----|------|------|-----|------|-----|------|------|------|------|
| DO（溶存酸素量） | 8.9 | 8.2 | 11 | 10.7 | 17.4 | 9.1 | 12.7 | 19 | 16.6 | 20.5 | 19.5 | 15.7 |

※一般に、魚類はDOが2 mg/ℓ以下になると生息できなくなると言われています。

（表 4・1・18 ニツ池水質調査（DO）測定結果）

（単位：mg/ℓ）



（図 4・1・19 ニツ池水質調査（DO）測定結果）

④ 透視度・水深

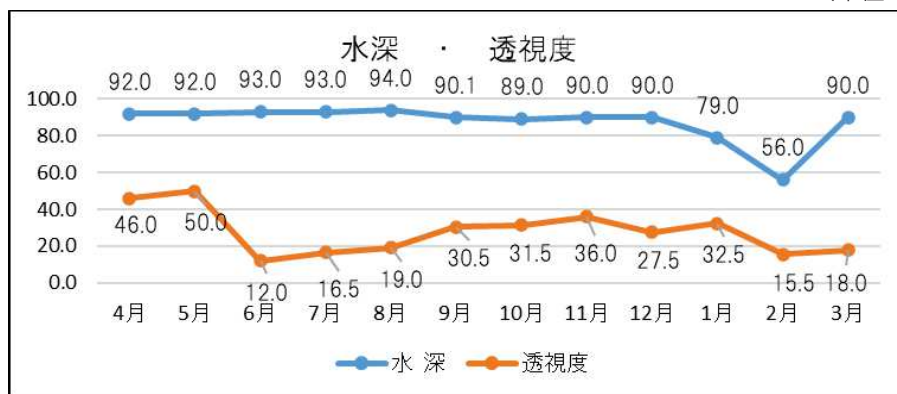
透視度については、水面を覆っていた園芸種スイレンがなくなった影響により、令和5年度のかいぼり後一時的に回復したが、6月以降低い結果となりました。これは、水中への日射量が増加したことによる植物性プランクトンの増加が影響として考えられます。

(単位：cm)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 水深 | 92.0 | 92.0 | 93.0 | 93.0 | 94.0 | 90.1 | 89.0 | 90.0 | 90.0 | 79.0 | 56.0 | 90.0 |
| 透視度 | 46.0 | 50.0 | 12.0 | 16.5 | 19.0 | 30.5 | 31.5 | 36.0 | 27.5 | 32.5 | 15.5 | 18.0 |

(表 4-1-20 ニツ池水質調査(水深・透視度)測定結果)

(単位：cm)



(図 4-1-21 ニツ池水質調査(水深・透視度)測定結果)

⑤ 色相・臭気

色相は黄緑色系、臭気は年間を通して概ね土臭であり、植物性プランクトンの影響が考えられる状態でした。

地下水(有機塩素系化合物)水質調査(環境対策課)

市では、地下水の汚染状況を把握するため、年1回6地点で地下水の有機塩素系化合物の濃度を調査しています。

調査方法 市内6地点(芋窪・蔵敷・奈良橋・高木・狭山・清水地区)の井戸から採取し、分析。

測定項目 1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

調査日 令和6年11月27日(水)

調査結果 全ての項目において環境基準に適合していました。

(単位：mg/l)

| 調査地区 | 1,1,1-トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン |
|-------|----------------|-----------|------------|
| 芋 窪 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 蔵 敷 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 奈良橋 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 高 木 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 狭 山 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 清 水 | 0.001未満 | 0.001未満 | 0.001未満 |
| 環境基準 | 1以下 | 0.01以下 | 0.01以下 |
| 定量下限値 | 0.001 | 0.001 | 0.001 |

(表 4-1-22 地下水水質調査測定結果)

●気候変動適応策などの推進

地球温暖化の進行がもたらす気候変動等により懸念される影響は、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全には避けられず、影響に備えるための「適応」が必要だとされています。平成30年12月、「気候変動適応法」が施行され、地方自治体は、その区域における適応の推進に努めること、その区域において活動する事業者等の適応を情報面から促進するように努めることが責務とされています。令和2年10月26日の臨時国会における内閣総理大臣所信表明演説では、国内の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」が宣言されました。また、令和3年3月2日「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設等が追加されました。同年10月22日には「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。

豪雨対策

水防訓練（防災安全課）

大雨に備えるために、雨が多く降る時期の前に、防災関係機関及び市民の協力のもと、「水防訓練」を実施し、実災害時の対応能力の向上を図りました。

実施日 令和6年5月25日（土）

参加機関等 市職員、東京消防庁北多摩西部消防署、東大和警察署、東大和市消防団
東京消防庁災害時支援ボランティア、東京都、市民

令和6年度の風水害等状況（防災安全課）

令和6年度は、以下のとおり大雨等により職員が参集し対応しました。

- 1 大雨（令和6年8月16日）
 - ・被害 道路冠水
- 2 短時間大雨（令和6年8月29日～30日）
 - ・被害 道路冠水

雨水排水管等の清掃（都市基盤課）

道路冠水を軽減するため定期的に点検を行い、清掃が必要な雨水排水管及び雨水集水ます、雨水浸透井を清掃しました。

開発事業における雨水貯留・浸透施設の設置の協議（都市づくり課）

開発事業の施行に際して雨水の流出抑制を図るため、開発区域内の雨水貯留・浸透施設の設置について協議しました。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

熱中症対策（健康推進課）

保健センターにおいて、熱中症予防対策啓発ポスターの掲示及びリーフレット等を配布し、熱中症の危険性について来所者へ呼びかけを行いました。熱中症警戒アラートが発表された際には、市内各施設へ即時的な情報提供及び啓発用タペストリーの掲出依頼をするほか、夏季期間は庁用車に注意啓発マグネットを貼付することで、暑さに対する注意喚起を行いました。

また、令和6年度から改正気候変動適応法に基づき、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された際の指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として「ひと涼みステーション」を設置しました。



暑さ対策（都市基盤課）

東京都では、人の感じる暑さを緩和する対策として、東京都環境公社の環境政策加速化事業の補助メニューにおいて、暑さ対策事業を促進しています。市では、この補助制度を活用し、快適に利用できる環境を進めており、令和6年度は、桜が丘一丁目公園改修工事の一部でパーゴラ(日陰棚)等を採用し、利用環境の更なる充実を図りました。



桜が丘一丁目公園 パーゴラ、ベンチ、縁台

●環境美化の推進

美術工芸品（モニュメント）等の維持管理（都市づくり課）

美術工芸品（モニュメント）27体及び東やまと20景銘板の維持管理を行うとともに、美術工芸品の設置場所や由来を紹介したモニュメントマップをホームページ上に公開し、ウォーキングマップと連携してPRに努めました。



きつねの嫁どり（仲原緑地）



カ石（東大和市 Rond みんなの体育館・正面北側）



鳥と子供たち（東大和市駅前）



木綿緋（多摩湖・展望公園内）



俵かつぎ（上仲原公園・山の上）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金（環境対策課）

飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、市民の快適な生活環境を保持するとともに、人と猫との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的に、東大和市飼い主のいない猫対策事業を実施し、不妊・去勢手術に要する費用の一部を助成しました。

また、飼い主のいない猫対策として、「地域猫活動」の普及啓発に努めました。



| 手術内容 | 不妊（メス） | | 去勢（オス） | |
|---------|--------|---------|--------|---------|
| | 件数 | 助成単価 | 件数 | 助成単価 |
| 令和 3 年度 | 44 件 | 5,500 円 | 40 件 | 5,500 円 |
| 4 年度 | 21 件 | 5,500 円 | 22 件 | 5,500 円 |
| 5 年度 | 10 件 | 5,500 円 | 20 件 | 5,500 円 |
| 6 年度 | 27 件 | 5,500 円 | 13 件 | 5,500 円 |

(表 4・1・23 不妊去勢手術助成件数)

飼い主のいない猫不妊・去勢手術用捕獲器、猫よけ器貸出（環境対策課）

飼い主のいない猫不妊去勢手術費制度を活用する際に、捕獲器を所持していない市民に対して、捕獲器の貸出しを、また、猫による被害で困っている市民に対して、猫よけ器（超音波発生装置）の貸出しを行いました(令和 5 年度は捕獲器 23 件、猫よけ器 4 件の貸出)。

| 貸出目 | 貸出件数 | 備考 |
|------|------|-------------------------------------|
| 捕獲器 | 18 件 | 1 回につき 2 週間の貸出し。飼い主のいない猫不妊去勢手術の目的のみ |
| 猫よけ器 | 9 件 | 1 回につき 1 か月の貸出し。1 回のみ |

(表 4・1・24 飼い主のいない猫不妊去勢手術用捕獲器・猫よけ器貸出し件数)

飼い主のいない猫対策セミナー（環境対策課）

市内から猫の被害を減らすことを目的に、飼い主のいない猫対策についての周知及び地域猫活動ボランティアの増加を図るため、平成 30 年度から東大和市飼い主のいない猫対策セミナーを開催しており、令和 6 年度については、第 7 回東大和市飼い主のいない猫対策セミナーを開催しました。

| 講座名 | 開催内容 |
|-------------------------|---|
| 第 6 回東大和市飼い主のいない猫対策セミナー | 開催日 令和 7 年 2 月 22 日（土） |
| | 開催場所 市役所会議棟 第 6～8 会議室 |
| | 講師 田矢 麻弓（チーム SLP 代表、東京都動物愛護推進員、世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会委員） |
| | 講座内容 「現場の活動事例紹介・地域で解決していくために必要なこと」 |
| | 参加者 16 人 |

(表 4・1・25 飼い主のいない猫対策セミナー)

地域における猫の保護・譲渡等支援（環境対策課）

市内で発生した多頭飼育崩壊や飼い主が健康上の理由等で猫の飼育継続が困難になるなどの問題に対し、相談体制を整備するとともに、保護・譲渡等にかかった費用の助成制度を整備することで、地域の動物問題の解決を図りました。

相談窓口の設置 動物飼養相談員により対応（週1回3名による交代勤務）

飼い主等からの保護猫頭数 29頭

保護ボランティアの登録 9人

喫煙マナーアップキャンペーン（環境対策課）

市では、たばこのポイ捨て禁止について、東京都たばこ商業協同組合連合会東大和支部や日本たばこ産業株式会社（JT）と協力して、イベント開催時等に、たばこポイ捨て禁止マナーアップキャンペーンを実施しています。令和6年度は、「東大和市環境市民の集い」及び「東やまと産業まつり」において、たばこのポイ捨て禁止を呼びかける啓発活動を実施しました。

公衆喫煙所の整備（環境対策課・総務課・生涯学習課）

令和2年4月1日、改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例が全面施行されました。市では、受動喫煙を生じさせることのない社会環境整備の推進を図ることを目的に、市内6か所に屋外公衆喫煙所を整備して、清掃等の維持管理を行いました。

| | |
|------|---------------------------------------|
| 設置場所 | 東大和市役所、市民会館、東大和市駅前、玉川上水駅前、上北台駅前、上仲原公園 |
|------|---------------------------------------|

（表 4・1・26 公衆喫煙所の整備）



東大和市駅前公衆喫煙所



上仲原公園公衆喫煙所

不法投棄防止巡回パトロール（環境対策課）

平日の午前8時から午後4時まで、資源ステーションからの資源物持ち去り行為の防止及び不法投棄防止対策として市内のパトロールを委託により行いました。

●適正な土地利用の誘導

空き地の適正管理のための指導（防災安全課）

市民からの情報提供により、防災、防犯の観点から空き地の所有者に対し、適正な管理をするよう指導・助言をしました。

- ・雑草については、土地所有者からの依頼に基づき市で雑草除去の委託代行をしました。

| | |
|-------------------|----|
| 土地所有者等への雑草除去等依頼件数 | 7件 |
| 市への雑草除去委託件数 | 6件 |

空き家の適正管理対策（都市づくり課）

周辺市民等から相談の寄せられた空き家の所有者に対し、適正な管理を求める通知を送付しました。

- ・送付件数 延べ32件

●アスベスト対策等の推進

建物解体時等の廃石綿、石綿含有建材、PCB廃棄物等の適正処理についての適切な情報提供及び啓発（環境対策課）

健康被害の未然防止に向けて、建物解体時等の廃石綿及び石綿含有建材、PCB廃棄物の適正処理などについてパンフレット等を配布して、情報提供に努めました。また、令和4年4月1日から施行された大気汚染防止法の改正により、建築物等の解体・改修時に事前調査の実施及び事前調査結果の報告（対象要件有り）が義務付けられ、事業者等への周知に努めました。

水銀使用製品の分別収集等による水銀の拡散防止（環境対策課）

水銀を含む製品（有害ごみ）の収集量は、次のとおりです。

| 年度 品目 | 令和6年度 (kg) | 令和5年度 (kg) | 令和4年度 (kg) | 令和3年度 (kg) | 令和2年度 (kg) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 乾電池 | 21,130 | 20,680 | 21,930 | 22,760 | 23,510 |
| 蛍光管 | 4,329 | 4,957 | 5,618 | 6,613 | 8,179 |
| 体温計（電子含む） | 0 | 10 | 0 | 30 | 0 |

（表 4-1-27 水銀を含む製品（有害ごみ））

●放射線測定と測定値の公表の実施

- ・放射線量測定：市役所本庁舎中庭の空間放射線量の測定を実施しました。測定結果については、ホームページに掲載しました。
- ・空間放射線量測定器の貸出：市民に対し、空間放射線量測定器の貸出を行いました。令和6年度貸出し件数 6件

●その他の安全施策

防犯パトロール（防災安全課）

子どもたちの安全を確保し、防犯の強化を図るため、青色回転灯を装着したパトロール車を活用し、小学校や中学校及び学童保育所等を中心に下校時等の防犯パトロールを実施しています。

また、市に申請した団体に対して、防犯パトロール用の帽子・腕章・保安指示灯等を支給して、自主的に防犯パトロールに協力していただきました。

安全安心情報送信サービス（防災安全課）

不審者出没情報等、子どもたちの安全に関する情報を携帯電話やパソコンに電子メールで送信しています。令和6年度の安全安心情報送信サービスの延べ登録者数は9,713件（前年度9,654件）で、不審者出没情報等の送信件数は47件（前年度43件）でした。

商店街の活性化（産業振興課〔地域活性課〕）

市では、市内の商店街の振興を図るため、市内の商店街と東大和市商工会が実施した祭り等のイベントに対する助成を行っています。また、商工会が実施した「市内空き店舗活用事業」に対して補助を行っています。商店街は、各地域の市民が利用する身近な商店であり、市内の商店街での買い物は、自動車の利用による排出ガスの抑制と徒歩や自転車で「エコな買い物」ができる省エネルギー対策です。

学校安全ボランティア(教育総務課)

子どもたちが安心して教育が受けられるよう、スクールガード（学校安全ボランティア）の養成及びスクールガード・リーダーによる学校の巡回指導を実施しています。また、スクールガードは通学路等で児童・生徒の見守りを行っています。

- ・スクールガードのボランティア傷害保険加入者：39人

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

4.2 地産地消の普及促進と都市農業の推進

農地は、新鮮で安全安心な農産物を供給するという本来の機能のほかに、快適な住環境の提供や食育の推進、防災空間の創出などの多様な機能を果たしています。農地の分散化が余儀なくされている中で、地域で生産した農産物を地域で消費する「地産地消」を推進し、フードマイレージを減らすなど、イベント等を通して地場農産物の紹介や普及啓発に努めています。また、学校給食における地場農産物の利用拡大を図りました。

●地産地消農業の推進

環境にやさしい農業の推進（産業振興課〔地域活性課〕）

市内には、化学合成農薬や化学肥料を可能な限り少なくする、環境保全型農業を推進している農業生産者が多くいます。

東京都エコ農産物認証取得者数（産業振興課〔地域活性課〕）

東京都エコ農産物認証制度は土づくりを基本として、化学合成農薬と化学肥料を、農産物の種類・作型ごとに都が定めた基準より25%以上削減して生産した農産物を都が認証する制度です。市内で認証取得された農産物は、市内のスーパーマーケットや直売所でも販売されています。

| 年度 | 人数（人） |
|------|-------|
| 令和 2 | 8 |
| 3 | 8 |
| 4 | 8 |
| 5 | 8 |
| 6 | 8 |



（表 4-2-1 東大和市における東京都エコ農産物認証取得者数）

農産物ブランド化の推進（産業振興課〔地域活性課〕）

東大和市の代表的な農産物として「狭山茶」と「多摩湖梨」があります。

「狭山茶」の品質及び生産の向上を図り、茶園経営の安定と特産地の形成と振興に資するため、狭山茶生産農家で組織する「東大和市茶園経営研究会」に補助を行いました。

また、毎年9月には、市内梨農家による「多摩湖梨」の品評会が行われています。



多摩湖梨の品評会

持続可能な農業の推進

GAP（ギャップ）の普及（産業振興課〔地域活性課〕）

GAP（Good Agricultural Practice）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。これを多くの農業生産者や、産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。市では、今後とも、継続して「GAP」の導入を支援していきます。

●地場農産物利用の推進と意識啓発

学校給食における地場農産物の利用（教育総務課）

学校給食では、地場農産物を食材として活用しています。活用にあたっては、東京みどり農業協同組合東大和支店や東大和市蔬菜園芸組合、東大和市果実生産組合の協力を得て、新鮮な食材が提供され、学校給食センターで調理して、小・中学校に配食しています。（単位：kg）

| 品目 | 令和6年度 地場農産物使用量 | 令和5年度 地場農産物使用量 | 令和4年度 地場農産物使用量 |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|
| じゃがいも | 1,394 | 2,297 | 2,138 |
| ほうれん草 | 155 | 31 | 76 |
| 里芋 | 1,265 | 868 | 789 |
| 人参 | 2,079 | 2,349 | 4,078 |
| 大根 | 1,634 | 2,563 | 2,546 |
| キャベツ | 713 | 1,752 | 1,892 |
| 長ねぎ | 2,208 | 1,669 | 2,525 |
| 玉ねぎ | 710 | 684 | 270 |
| 白菜 | 735 | 695 | 1,238 |
| 小松菜 | 258 | 183 | 227 |
| ごぼう | 216 | 0 | 137 |
| さつまいも | 38 | 204 | 38 |
| にんにく | 49.4 | 32.0 | 12.2 |
| なす | 321 | 132 | 142 |
| ピーツ | 127 | | |
| おくら | 12 | | |
| 野菜パウダー | 20.20 | 20.45 | 2.83 |
| 梨 | 271 | 254 | 280 |
| ブルーベリー | 72 | 100 | 60 |
| 合計 | 12,277.60 | 13,833.45 | 16,475.03 |

（表 4・2・2 学校給食における地場農産物使用量）

提供回数及び使用割合

令和6年度は、一年を通して136回使用。野菜類等の総使用量の約8.7%になります。
令和5年度は、一年を通して113回使用。野菜類等の総使用量の約9.8%になります。
令和4年度は、一年を通して126回使用。野菜類等の総使用量の約11.3%になります。

「フードマイレージ」とは？

直訳すると「食料の輸送距離」という意味です。

食料を輸送するには、燃料（エネルギー）の消費が必要です。

食料を輸送し消費者に届くまでの輸送距離から二酸化炭素の排出量を換算して数字で表したものが「フードマイレージ」です。

「フードマイレージ」の考え方は、生産地から消費地までの距離を短くし、環境への負荷を少なくしようというものです。国内産であっても、なるべく地元産の食材をとという点で「地産地消」と共通するものがあり、食料自給率の向上や食育の推進という観点からも注目されています。

フードマイレージを減らすには？

- ・ 原産地表示を確かめ、国産の食料品を選ぶ。
- ・ 地元の野菜コーナーや農産物直売所で食材を購入する。
- ・ 自宅の庭やベランダで自家栽培をする。

例：「地場野菜を利用すると」

前頁 表 4・2・2 の野菜 12,277.6 kgを北海道から陸路輸送したと仮定し、二酸化炭素の排出量に換算した場合、約 1,845 kg-CO₂（前年度約 2,079 kg-CO₂）の排出抑制ができると考えられます。

学校給食センター栄養士による小・中学校の食育等の実施（教育総務課）

学校給食センターでは、学校と連携を図り、学校給食を活用した食育及び学校給食センターでの社会科見学の受入れを実施しています。食育は、栄養士が各学校に訪問して講話を行うほか、栄養士が作成した食育動画 22 タイトルを東大和市公式動画チャンネルにアップしています。

社会科見学では、見学窓からの調理場見学や、入口に設置している体験用の回転釜を使用して大きなへらでかきまぜ体験を行っています。

令和6年度食育等の実施回数

| | |
|-----------------|------|
| 栄養士の講話（学校実施） | 58 回 |
| 社会科見学、生活科見学の受入れ | 11 回 |



栄養士の講話



かきまぜ体験

食育推進ネットワーク（健康推進課）

市民の食育推進のために、保健、教育、福祉、農政と様々な分野の連携を図り、効果的な食育推進の活動を実践するための会議を開催しました。

| 回数 | 議題 | 開催年月日 |
|-----|---|----------|
| 第1回 | 令和6年度食育推進ネットワーク会議の運営と取組について 食育月間パネル展について 朝食リーフレットの作成について クックパッド東大和市の開設について 各課の食育推進取組状況等情報交換 | R6. 5.30 |
| 第2回 | 食育月間パネル展について報告 朝食リーフレットの作成について 各課の食育推進取組状況等情報交換 | R6. 9.20 |
| 第3回 | 次年度の運営、取組について 朝食リーフレットの作成について 各課の食育推進取組状況等情報交換 | R7. 2.19 |

（表 4・2・3 食育推進ネットワーク会議）

食育推進事業等（健康推進課）

食に関する関心と理解を深めるため、食育という分野のテーマに沿った事業を開催しました。

| | 令和6年度 | | 令和5年度 | |
|----|---------------------------|------|--------------------------|------|
| | 内容 | 参加人数 | 内容 | 参加人数 |
| 1回 | おうちで簡単！イタリアンコース料理教室 | 16人 | 地元シェフと作ろう！イタリア料理教室 | 11人 |
| 2回 | 災害のときに役立つポリクック（ポリ袋調理法） | 7人 | 夏休みに自分でランチ&デザートを作ろう！ | 11人 |
| 3回 | クリスマスメニューにおすすめ！クイックスコーン作り | 16人 | お子さんの安心おやつにも！あんフラワーケーキ作り | 12人 |
| 4回 | 春のお菓子作り教室 | 9人 | 春休み・和スイーツに挑戦 | 7人 |

※場所：保健センター内

（表 4・2・4 食育推進事業等）



おうちで簡単！イタリアンコース料理教室



災害のときに役立つポリクック（ポリ袋調理法）

地場農産物の市内流通量（産業振興課〔地域活性課〕）

市内の農業者で組織する「東大和市農産物共同直売所運営委員会」では、平成13年にアンテナショップを開設して、市内の農地で生産された新鮮で安全な旬の野菜を提供し、地場農産物のイメージアップと消費拡大を図っています。アンテナショップ（市役所市民ロビー）や直売所（東大和市駅前）を継続出店することで、食の安全・安心に注目する地元消費者が増加しており、多くの地場農産物を地元で消費することで運営委員会の活動も一層充実が図られています。東大和市の代表的な農産物として、春にほうれん草、夏から秋に多摩湖梨、じゃがいも、秋からは里芋、大根、白菜等を販売して好評を得ています。

直売所の出店（産業振興課〔地域活性課〕）

| 場 所 | 年度 | 売上高（万円） | 売上高前年度 対比（％） | 来客数（人） |
|----------|------|---------|-----------------|--------|
| 共同直売所2箇所 | 令和 2 | 約 1,236 | 90.4 | 25,764 |
| | 3 | 約 1,295 | 104.8 | 27,654 |
| | 4 | 約 1,350 | 104.2 | 29,238 |
| | 5 | 約 1,282 | 94.9 | 27,281 |
| | 6 | 約 1,242 | 96.8 | 25,010 |

（表 4・2・5 共同直売所売上高及び来客数）

| 直売所名 | 直売所の所在地 | 販売日 | 販売時間 |
|----------|---------------|-----------|-------------|
| 市役所市民ロビー | 中央 3-930 | 毎週木曜日 | 9:00~12:00 |
| 東大和市駅前 | 桜が丘 1-1330-19 | 毎週月・水・金曜日 | 14:30~18:30 |

（表 4・2・6 共同直売所）



市役所市民ロビー



東大和市駅前

また、運営委員会の運営する共同直売所の他にも、JA 東京みどりが運営する直売所（みどりっ子仲原店）などの直売所があり、東大和市の農産物を提供しています。

産業まつり（産業振興課〔地域活性課〕）

開催日：令和6年11月3日（日）～11月4日（月祝） 会場：東大和市役所

産業まつり農業部門実行委員会と商工部門実行委員会を一つにまとめ、産業まつり実行委員会として「東大和産業まつり」を開催し、農業・商業・工業の振興を図っています。

野菜の直売をはじめとして楽しい催し物やイベント等を企画し、市民の農業への理解を深めています。また、農家等の協力による大きな「野菜宝船」の作成・展示や、この宝船の野菜配布を行うことで、農業への意識啓発に取り組んでいます。



野菜宝船

●農業とふれあう場の確保

市では、東大和市農業振興計画に基づき、「市民と共に育てる東やまと農業」の実現に取り組んでいます。

また、農地の管理を適正に行うため、「農地管理推進月間」（毎年9月1日～9月30日）を設けて、農業者の意識の高揚を図り、農業委員による巡回指導や肥培管理を推進しています。

「肥培管理」とは？

作物を栽培する時に、施肥、水やり、中耕、土寄せ、害虫駆除などを総合的に管理することをいう。

農地の状況（産業振興課〔地域活性課〕）

市内の市街化区域内の農地は、相続等の発生や後継者不足により「宅地化」が進み減少傾向にあります。市では、市内の農業の振興を図り、農業の担い手を育成するため研修会等を実施しています。

（単位：㎡）（各年度1月1日現在）

| 年 度 | 市街化区域内の農地 | 市街化調整区域内農地 | 合 計 |
|------|-----------|------------|---------|
| 令和 2 | 565,611 | 7,858 | 573,469 |
| 3 | 554,090 | 7,858 | 561,948 |
| 4 | 542,624 | 7,858 | 550,482 |
| 5 | 542,389 | 7,858 | 550,247 |
| 6 | 528,955 | 7,858 | 536,813 |

（表 4・2・7 市内における農地の状況）

生産緑地（都市づくり課）

都市農業を支える生産緑地地区は、緑地機能等の優れた農地等を計画的に保全し、都市環境の形成に資することを目的として定めるものであります。

営農により継続的に保全された農地は、都市部における緑地としての役割を担うとともに、雨水を地下浸透させる防災上の機能を有しており、地球温暖化防止にも寄与します。また、地場農産物は学校給食の食材として利用されており、地産地消の推進につながっています。

生産緑地地区は、相続の発生や後継者不足等により、減少傾向にあります。さらに、生産緑地地区の指定から30年が経過すると買取り申出が可能となり、多くの農地が宅地等に転用され、急激に減少することが考えられたことから、平成29年に生産緑地法の改正が行われ、新たに特定生産緑地制度が創設されました。

市では特定生産緑地指定に向け事務を進め、令和4年11月に特定生産緑地の指定を行いました。

生産緑地の告示面積及び面積推移は、15頁表2・2・4のとおりです。

農業生産集団育成事業（産業振興課〔地域活性課〕）

農業生産集団の育成及び経営の確保を図るため、次のような補助事業を実施しています。

- ① 茶産地推進事業（茶園経営研究会）
- ② 畑地病害虫防除事業（土壌病害虫防除対策協議会）
- ③ 蔬菜園芸栽培推進事業（蔬菜園芸組合）
- ④ 果樹園芸栽培推進事業・梨、リンゴ（果実生産組合）
- ⑤ 果樹園芸栽培推進事業・栗（栗研究会）
- ⑥ 東大和市女性農業者育成事業（あぐりんぐ東やまっ娘）

市民農園等の充実（産業振興課〔地域活性課〕）

市民農園の活用は、市民が余暇活動としての園芸等を通じて土に親しみ、農業に対する理解を深めてもらうことを目的としています。市では、1箇所（58区画）の市民農園の貸出しを行うことにより、農園活動を通して収穫することの喜びや新鮮な野菜を食する体験もできる貴重な場として市民に好評を得ています。

| 農園名称 | 区画数 | 1区画当たりの面積（㎡） | 農園の所在地 |
|------------|-----|--------------|----------|
| ファーマーズセンター | 58 | 30 | 立野 1-9-2 |

（表 4・2・8 市民農園の区画数及び1区画当たりの面積）



ファーマーズセンター

農業体験農園（産業振興課〔地域活性課〕）

新たな農業経営として、農地の保全や農業の担い手の育成等も期待できる「農業体験農園」が開園(1園)されています。農業のことが分からなくても、農具及び資材は一切不要で、種・苗・肥料等農園が全て用意し、農園主や経験豊かな方が親切に指導しています。

この農業体験農園の開設により、利用者が自主的に農園主の手助けをする等、地域農業のよき理解者の育成となっています。また、農薬を使用せずに農作物を栽培する区画等の増設を進めています。 ※（申込時期：毎年2月頃、利用できる期間：毎年3月～翌年1月）



農業体験農園「やすじいの農園」畑の学校

農業体験事業（産業振興課〔地域活性課〕）

市民が農業にふれあう農業体験事業として、さつまいも掘り体験等を実施しました。多くの子どもたちも参加し、自分の手で掘り、地場野菜に触れる貴重な体験となっています。また、保育園や学童クラブ等では、保護者が中心になり、子どもたちが楽しみながら野菜や果物のことを理解できるよう農家の協力を得て収穫体験を実施しています。

| 事業名 | 開催日 | 開催場所 | 参加者（人） |
|--------------|-----------|-------------|--------|
| じゃがいも掘り体験 | 6月29日（土） | 奈良橋 4-671-1 | 80 |
| 夏野菜収穫体験と食育講話 | 7月6日（土） | 立野 2-17-1 | 44 |
| さつまいも掘り体験 | 10月26日（土） | 中央 1-566 | 88 |

（表 4・2・9 農業体験事業）



じゃがいも掘り体験



夏野菜収穫体験



さつまいも掘り体験

第5章

環境を学び、体験し、持続可能な社会
を担う人づくりを進めるまちの施策

5.1 小・中学生に対する環境教育の推進

学校を中心に市の関係部署との連携はもとより、地域、環境団体、事業者等との連携を図りながら、自主性と体験学習を重んじた環境教育を推進しています。

狭山緑地での体験授業や市職員が学校に出向いて講師となる等、学校教育の中で自然の大切さ等を学んでいます。

また、毎年度、親子で楽しく体験しながら環境について学べる「親と子の環境教室」を実施しています。

●子どもによる環境活動の支援

小学生によるトウキョウサンショウウオの里親（環境対策課）

狭山丘陵には、絶滅危惧類に指定されている、トウキョウサンショウウオが生息しています。市立第九小学校の4年生が、環境学習としてトウキョウサンショウウオを飼育し、自然に戻す「里親」を授業に取り入れました。環境問題と森に住む生物として、「これらを、なぜ守らなければならないか」について学習を行いました。

※22 ページにも詳細な記載あり。



学校内のトウキョウサンショウウオのコーナー



第九小学校・トウキョウサンショウウオ放流の様子

小学生によるホタルの保全活動（環境対策課）

第七小学校では、環境学習室でホタルの飼育活動をしています。ボランティア指導者のもと、児童が一年間を通しての飼育活動計画を考え、ふ化幼虫採集、餌となるカワニナ等の貝類の飼育、餌づくり、水の入替え等の作業をして、6月に鑑賞会を行いました。

なお、令和6年度をもって、第七小学校のホタル飼育活動は終了しました。



第七小学校・ホタル鑑賞会

学校の農園・花壇（教育指導課）

市内の小・中学校では、学校教育の一環として農園や花壇を設け、植物の栽培活動を行っています。子どもたちは、ニチニチソウやマリーゴールド、タチアオイ等の植物を育てる楽しさを感じながら、自然との触れ合いを通じて、生命の尊さや環境保全の重要性を学んでいます。

さらに、地域の方々がボランティアとして栽培活動に協力することで、学校と地域の絆がより深まっています。学校の農園や花壇は、子どもたちと地域をつなぐ「かけはし」として、地域交流の場としても重要な役割を担っています。



第二中学校・花壇

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

市内小学生の自然観察の実施（郷土博物館）

環境教育の一環として、学校教育と連携し、講師派遣及び出張授業を110回（前年度91回）実施しました。

この自然観察では、自然に親しむ段階から自然を知る段階に発展させ、自然のしくみや自然と人間との関係について調べています。「ヤマトシジミを探そう」では、校庭や公園等で体験しながら実施しました。講師派遣及び出張授業の主な実施内容と実施場所は、次のとおりです。

- ・イチリンソウ（狭山緑地）
- ・葉っぱの相棒さがし（市内小学校）
- ・ネイチャーゲーム（市内小学校）
- ・飛ぶタネの模型作り（市内小学校）
- ・自然の色探し（東大和南公園）
- ・葉っぱのステンドグラス（市内小学校）
- ・空堀川の生き物（空堀川）
- ・森林の構造（狭山緑地）
- ・冬の生き物たち（狭山緑地）
- ・縄文時代について（市内小学校）

プラネタリウム学習投影（郷土博物館）

小学校4年生を中心に、プラネタリウムで星の学習とともに光害等の環境の学習を行い、36団体2,419人が観覧しました。主な実施内容は、次のとおりです。

- ・太陽と月について
- ・夏の星さがし
- ・秋の星さがし
- ・冬の星さがし

●親子環境教室の開催

親と子の環境教室（環境対策課）

環境啓発活動の一環として、小学生以上の子どもとその保護者を対象とした環境教室を開催しています。この環境教室は、「武蔵村山市・東大和市・東村山市・清瀬市」の合同事業として、近隣4市で連携を図りながら、子どもたちの環境意識の向上を図っています。

| 開催日 | 開催場所 | 参加者数（東大和市） |
|-------------|------------------|---|
| 令和6年8月2日（金） | 葛西臨海水族園（東京都江戸川区） | 25人 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 大人 11人 子ども 14人 </div> |



葛西臨海水族園（団体プログラム及び館内展示室）

5. 2 生涯学習としての環境教育の充実

市民が環境について自発的に学び、正しく学習することが出来るよう、市の関係部署のほか、環境団体の協力を得て、講座の開催や施設見学会を実施しています。

市民が、公民館講座・郷土博物館講座・出前講座等に参加しやすい場とするため、市と環境団体等が協力し様々な機会をとらえて、より良い環境を実現するための学習の機会を提供しています。

●環境学習の機会の提供

環境学習講座等（中央公民館〔生涯学習課〕）

公民館は、中央公民館を中心に、南街・上北台の3つの公民館が各地域の生涯学習の拠点として、子ども・青年・成人・高齢者等を対象とした多種多様な学習の機会を提供しています。

また、新堀地区会館でも公民館事業を実施しています。

市民の自主的な環境講座もあり、多くの方々が学習し環境団体やボランティアの方々の活動場所になっています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

自然観察会等の開催（郷土博物館）

郷土博物館では、身近な自然に親しみ、理解し、自然と人間との関係を考えるために自然観察会を開催しています。

令和6年度は、自然観察会（野草教室、バードウォッチングなど）を年間12回開催し268の方が参加されました。また、ちいさな自然観察会“狭山緑地自然ガイド”は年間53回開催し、268人の参加がありました。

| 講座名 | 開催数 | 参加者数 | 前年度参加者数 |
|-----------|-----|------|---------|
| 自然観察会 | 12回 | 268人 | 266人 |
| ちいさな自然観察会 | 53回 | 268人 | 223人 |
| 星空観察会 | 3回 | 92人 | 57人 |
| 昼間の星の観察会 | 4回 | 240人 | 135人 |
| 博物館講座 | 5回 | 166人 | 178人 |

（表 5・2・1 観察会開催数及び参加者数）

狭山緑地に咲く植物



コウモリカズラ



カタクリ

●自然や歴史に関する情報提供（郷土博物館）

郷土博物館では、自然・天文・歴史・民俗等に関する情報提供を窓口、電話対応のほか印刷物（自然観察シート、星だより、変電所パンフレット、旧吉岡家解説シート等）で行いました。また、変電所の公開や旧吉岡家での文化財ボランティアによるガイドも好評を得ています。

5.3 狭山丘陵などを題材とした体験学習の推進

市の北部には、多摩湖を囲むように自然豊かな狭山丘陵があります。この狭山丘陵の雑木林を自然に親しむ場として活用し、自然観察会や学校教育との連携による体験学習に主眼を置いた施策を実施しました。

●狭山丘陵における体験学習会

自然観察会（郷土博物館）

狭山緑地の雑木林を活用して身近な自然に親しみ、理解し、自然と人間の関わりについて考えることを目的に実施しました。この自然観察会の実施内容は、①空堀川の鳥たち②バードウォッチング③野草教室④葉草観察会⑤オオムラサキと夏の虫⑥冬の生き物たち等です。

| 年 度 | 開催数 | 参加者数 |
|--------|-----|------|
| 令和 2年度 | 7回 | 200人 |
| 3年度 | 7回 | 211人 |
| 4年度 | 12回 | 261人 |
| 5年度 | 12回 | 266人 |
| 6年度 | 12回 | 268人 |

（表 5・3・1 狭山丘陵における自然観察会開催数及び参加人数）



自然観察会



オオムラサキ

ちいさな自然観察会（郷土博物館）

郷土博物館職員が、自然との関わりについて考えることを目的に、分かりやすく説明しながら狭山緑地周辺を30分程度歩き、動植物等の観察を行いました。

| 年 度 | 開催数 | 参加者数（人） |
|--------|-----|---------|
| 令和 2年度 | 48回 | 245人 |
| 3年度 | 59回 | 372人 |
| 4年度 | 42回 | 179人 |
| 5年度 | 50回 | 223人 |
| 6年度 | 53回 | 268人 |

（表 5・3・2 狭山丘陵におけるちいさな自然観察会開催数及び参加人数）

狭山緑地での里山体験講座（都市基盤課）

狭山緑地では、雑木林の会の協力で、里山の手入れとして竹林の伐採等を行い、あわせて狭山緑地の自然を活用した体験講座を行っています。

| 講座名 | 開催日時 | 参加者数 |
|---------------|------------|------|
| 大人の竹細工体験講座 | 10月 8日（火） | 13人 |
| 竹林の間伐・ミニ門松づくり | 12月 14日（土） | 20人 |
| 落葉かき体験 | 1月 19日（日） | 12人 |
| 花炭づくり | 2月 15日（土） | 18人 |

（表 5-3-3 狭山緑地での里山体験講座）

●地域の自然環境にはぐくまれてきた歴史・文化の継承

歴史・民俗についての学習（郷土博物館）

郷土博物館では、歴史・民俗をテーマにした講座を開催しました。

| 講座名 | 開催数 | 参加者数 |
|-------------|-------|---------|
| 狭山丘陵市民大学 | 2回 | 50人 |
| はたおりたいけん | 44回 | 250人 |
| 文化財めぐり | 1回 | 26人 |
| ダンボールおり教室 | 2回 | 23人 |
| 里正日誌を讀んでみよう | 7回 | 137人 |
| 旧吉岡家住宅の公開 | 6日 | 541人 |
| 変電所公開 | 132日間 | 13,638人 |

（表 5-3-4 歴史・民俗・美術関係の講座開催数及び参加人数）



旧日立航空機(株)変電所

第6章

協働・連携の輪を広げ、環境保全を
みんなで推進していけるまちの施策



6.1 市民と行政のネットワークの構築

市内には多くの環境団体があり、自主的に様々な活動を行っています。広域的な活動を行っている団体や地域活動を一層発展させている団体等があります。

各団体は、講座開催、清掃や緑化、エネルギーに関する研究、水質浄化等様々な活動を行っています。また、これらの団体は「東大和市環境市民の集い」を中心に市民に対し環境問題に対する啓発を行っています。

●環境月間における啓発

環境月間（環境対策課）

市では、毎年5月の第2土曜日から6月11日までを「環境月間」と定め、「みんなで築こうよりよい環境」をメインテーマとして、環境に関する各種行事を実施し、多くの市民の参加を得ています。実行委員会方式による「東大和市環境市民の集い」は、令和6年度は中央公民館ホールを中心とした会場開催を実施し、環境問題の啓発を行いました。



環境ポスター展



環境市民の集い

環境月間事業

| 行 事 | 開催日 | 内 容 |
|---------------------|-------------------------------------|---|
| 環境パネル展 (庁舎市民ロビー) | R6. 5. 10 (金) ～ R6. 5. 31 (金) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 狭山緑地の保全、パークガーデナーボランティア活動、トウキョウサンショウウオ、地球温暖化対策 ・ エシカル消費 ・ 食品ロス、資源ごみ ・ スマート農業 ・ 下水道の役割 ・ 市庁舎の取組（ゴミ回収、節電、EV 導入） |
| 環境ポスター展 | R6. 5. 10 (金) ～ R6. 5. 31 (金) | 「環境を守る」をテーマに市立小学校4年生（令和5年度）から作品を募集し、応募のあった323点のうち、入選した34点を庁舎市民ロビーに展示した。 |

| | | |
|-------------------|------------------------------------|--|
| 環境市民の集い (会場開催) | R6. 6. 1 (土) | 場 所 中央公民館 開催時間 午前10時～午後2時 出展団体 30団体 来場者数 延べ650人 内 容 参加した環境団体等が展示や販売等を通じて 来場者に環境に係る啓発を行った。 |
| 環境月間行事 | R6. 5. 22 (水) | 内 容 ペットボトルで空気砲を作ろう 場 所 ならはし児童館 |
| | R6. 5. 28 (火) | 内 容 廃紙でストロー工作 場 所 かみきただい児童館 |
| | R6. 5. 15 (水) | 内 容 花と緑いっぱい運動 場 所 むこうはら児童館 |
| | R6. 5. 17 (金) | 内 容 新聞紙でグローブを作ってキャッチボールをしよう 場 所 なんがい児童館 |
| | R6. 5. 22 (水) | 内 容 エコしてみよう！ 場 所 きよはら児童館 |
| 環境を考える図書展 | R6. 5. 8 (水) ～ R6. 6. 10 (月) | 内 容 環境問題に関する資料展示及び貸出 テーマ「環境にやさしい暮らしの工夫」 場 所 中央図書館 桜が丘図書館 清原図書館 |
| | R6. 5. 19 (日) | 内 容 野草教室 場 所 東大和市立狭山緑地 (郷土博物館) |

(表 6・1・1 環境月間事業)

環境市民の集い 参加団体一覧

●東大和猫 80 匹 ●環境について語るぐりんはっぴい ●雑木林を楽しむ会 ●多摩友の会 ●東京都獣医師会 多摩西支部 ●福島の子ども保養プロジェクト ●空堀川を考える会 ●東大和まちおこし連絡会 ●東大和市総合福祉センターは～とふる ●食工房ばる ●ライブリィ工房 ●あとリエトントン ●社会福祉法人えいぶる かたつむりの会作業所 ●東多摩再資源化事業協同組合 ●東京ガス株式会社 東京西支店 ●シナリーロッキー有限公司 ●環境学習リーダー連絡会 ●多摩きた生活クラブ生協 まち・東大和 ●東京都ベストコントロール協会 ●東京都水道局東大和サービスステーション ●Fry to Fly Project ●東大和市狭山緑地雑木林の会 ●菊花愛好会 ●原水爆禁止東大和協議会 ●社会福祉法人 みんなの会 みんなの家 ●東大和エネルギーの会 ●生活協同組合コープみらい ●第2あとリエトントン ●東京都薬物乱用防止推進東大和地区協議会 ●東京都政策企画局

※参加団体名は参加当時のもの

(表 6・1・2 環境市民の集い 参加団体一覧)

6.2 環境団体等への支援と人材の育成

道路や公園の美化清掃などのボランティア活動を行う市民等を支援するため、用具等の提供や貸与等を実施しています。

市民グループや環境団体等と協働して人材育成に努め、事業効果を高める自主的な環境活動の促進を支援しています。

● ボランティア制度活用の推進

「緑のボランティア」活動等（都市基盤課）

市では、良好な環境の保全・回復及び創出を目的として、市民と行政の信頼関係に基づいて緑のボランティア制度を設けています。

市内に居住・通勤・通学する個人・団体等、意欲のある方に登録していただき、公園・こども広場・緑地・緑道等で、花壇の整備、ごみの清掃等の活動を実施するものです。

・令和6年度末登録者数 202人



緑のボランティアの活動



空堀川の清掃（東京都・環境対策課）

環境団体（空堀川を考える会）主催の空堀川の清掃が、年3回（4月、7月、11月）実施されています。この清掃活動は、河川管理者である東京都（北多摩北部建設事務所）が後援し、市と地元企業が協賛しています。多くの市民や地元企業のボランティアの方々が清水富士見緑地から、上流の高木橋までの区間を清掃しています。

令和6年度は、3回の「空堀川クリーンアップ」で、合計138人の参加があり、約290kgのごみを収集しました。

東大和市道路アダプト制度の検討（都市基盤課）

個人及び自治会等が、自主的に公園等の清掃活動等を実施している地域があります。

このような、ボランティア活動の発展的制度化として東大和市道路アダプト制度を令和2年6月1日から試行開始しました。

- ・登録数（令和6年度末）：2団体
- ・活動地域：市役所通りの一部、第一光が丘自治会内

「アダプト制度」とは

「アダプト (adopt)」とは、英語で養子縁組をするという意味です。行政と市民が二人三脚で行うまちづくりのひとつであり、公共施設を市民がボランティアで管理します。

6. 3 国、東京都、周辺自治体との連携

市では、東京都が整備・管理する河川、道路、公園等について、市民の要望を含め改善されるよう、東京都に要望しています。また、航空機の騒音対策、地下水及び土壌、大気等の汚染対策、地球温暖化防止対策については、重点施策として東京都に要望しています。

周辺自治体との連携では、空堀川水環境確保対策会や野火止用水保全対策協議会等があり、関係各市と連携、協議を進めています。

●水辺を中心とした連携

空堀川の合同水質調査（環境対策課）

空堀川の流域4市（武蔵村山市・東大和市・東村山市・清瀬市）で組織し、「空堀川水環境確保対策会」を開催しています。令和6年度は会議を9回開催し、水質浄化と快適な水環境の創出を目指して、合同で水質調査を4回行いました。

野火止用水保全対策協議会との連携（都市基盤課）

野火止用水沿いの6市（立川市・東大和市・小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市）で組織し、「野火止用水保全対策協議会」を開催しています。令和6年度は、総会が1回、臨時総会が1回、幹事会が2回、視察研修が1回、清掃活動（クリーンデー）が1回開催され、野火止用水の統一的な保全を目的に、連携を図っています。

柳瀬川・空堀川流域連絡会との連携（東京都・環境対策課・都市基盤課）

東京都では、柳瀬川と空堀川を地域に活かした親しめる川とするため、東京都、地元自治体、地元市民で構成する「柳瀬川・空堀川流域連絡会」を開催しています。令和6年度は、5回の会議（うち2回は現場視察会）が開催され、柳瀬川・空堀川流域の意見交換等が行われました。

空堀川・奈良橋川の整備（東京都・環境対策課・都市基盤課）

空堀川・奈良橋川の整備は、東京都北多摩北部建設事務所が計画的に進めており、引き続き早期完了を要望するとともに、市や市民の意見が反映されるよう協議していきます。

●その他の環境問題の改善

東京都に対する要望（環境対策課）

東京都に対し、26市共同で「地球温暖化防止施策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援の充実」や「生物多様性の保全推進に向けた取組の支援」、「有機フッ素化合物(PFAS)※」等、環境にかかわる支援や更なる充実を要望しています。

※有機フッ素化合物(PFAS)のうち、PFOS・PFOAについては、人の健康の保護の観点から、その目標値や基準に関し国際的にも様々な科学的な議論が行われています。本書発行時点において、東大和市を含む、東京都の水道水におけるPFOS・PFOAについては、国の定める暫定目標値を大幅に下回っており、東京都水道局により水道水の安全性が確保されており、市民の不安払拭のため、都の行う市内の地下水調査への協力を継続しつつ、市公式ホームページ等を通して適切な情報発信を行っています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

●小平・村山・大和衛生組合等との連携（環境対策課）

小平・村山・大和衛生組合に可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・容器包装プラスチック・ペットボトルを、湖南衛生組合にし尿を、東京たま広域資源循環組合に焼却灰を搬入し、広域的な処理を行いました。

また、令和5年度から小平・村山・大和衛生組合のごみ発電による電力活用事業の協定締結に向け、小平・村山・大和衛生組合並びに小平市、東大和市及び武蔵村山市で検討委員会を設置したうえで協議を行い、令和6年5月に「小平・村山・大和衛生組合のごみ発電を活用した電力地産地消事業協定」を締結しました。この協定締結により、令和7年10月より、市内の公共施設にCO₂フリーの「環境にやさしい」電気を供給できることとなりました。

●立川飛行場の演習騒音に対する要請（環境対策課・企画政策課）

陸上自衛隊立川駐屯地では、毎年、立川飛行場環境対策会議を開催しています。この会議では、「自衛隊・警視庁航空隊・東京消防庁航空隊」の運航状況等について説明を受け、近隣各市が航空機騒音の苦情状況報告及び騒音対策について要望をしています。

また、立川飛行場周辺自治体8市で構成する立川飛行場周辺自治体連絡会では、国に対し、航空機の騒音対策等に加え、立川飛行場に飛来する陸上自衛隊のオスプレイにおける運用・整備についての安全対策の徹底や周辺住民への丁寧な周知及び説明、騒音や振動の軽減対策などについて、要請を行っています。

●オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」（環境対策課・都市基盤課）

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京温暖化防止プロジェクト」市区町村助成金を活用して狭山緑地の維持管理に努めました。

●野生鳥獣の相談（東京都多摩環境事務所・環境対策課）

野生生物等に対する苦情及び要望が増加しています。東京都多摩環境事務所は疥癬病感染動物の保護を実施しています。この保護活動の一環として、市内で保護した疥癬病感染たぬきの引取りを実施しています。

●狭山丘陵キタリス防除モデル事業（国・事業者・狭山丘陵周辺6市町・NPO団体等）

狭山丘陵では、ペットが野生化したものと考えられる、外来種のキタリスが目撃されており、分布が拡大すれば在来種であるニホンリスと交雑してしまう可能性があることから、環境省では、平成26年度から、狭山丘陵キタリス防除モデル事業を実施して、生息調査及び捕獲対策を行いました。この事業により、目撃情報、食痕確認地点数等も著しく減少しました。現在も、目撃情報の収集は継続しています。

●犬・猫に関する相談（東京都動物愛護相談センター・環境対策課）

東京都動物愛護相談センターでは、家庭で飼育している犬や猫の飼育方法でお困りの方のために専門的な相談を実施しています。市では、相談に関するパンフレット等を配布しています。

- ① 動物教室・犬のしつけ方教室
- ② 動物の保護（飼い主不明負傷動物の保護・収容、犬、猫の引き取り・返還・譲渡等）
- ③ 人と動物との共通感染症の予防、調査、措置



参考資料（環境基準等）

大気編

「環境基本法」に基づく、人の健康を保護する上で、維持することが望ましい基準は次のとおりです。

大気汚染に係る環境基準と評価方法

- (1) 環境基準：人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準をいいます。

| 物質 | 環境上の条件 | 対象区域 |
|--------------------------|--|---------------------------------------|
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm ~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること。 | 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の区域 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 | |
| 一酸化炭素 (CO) | 1 時間値の 1 日平均が 10ppm 以下であって、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。 | |
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 | |
| 光化学オキシダント | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 | |

(2) 評価方法

環境基準の評価方法には短期的評価と、長期的評価があります。

浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化硫黄については短期的評価と長期的評価の二つの方法があり、二酸化窒素については長期的評価が、光化学オキシダントについては短期的評価が定められています。

①短期的評価

測定を行った日についての 1 日平均値、8 時間値、又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行います。

②長期的評価

(a) 浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化硫黄の場合は年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるもの (365 日分の測定値がある場合は、7 日間の測定値) を除外した後の最高値 (2%除外値) を、環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価します。

(b) 二酸化窒素の場合：年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの (98% 値) を、環境基準 (0.06ppm) と比較して評価します。

※ (a)、(b) とともに年間の測定時間が 6,000 時間未満のものは評価することができません。

水質編

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

| 類型 | 利用目的 の適応性 | 水素イオン 濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌数 |
|----|---------------------------------------|---------------------|-------------------------|-------------------------|----------------|----------------------|
| AA | 水道1級、自然 環境保全及びA 以下の欄に掲げ るもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1mg/ℓ以下 | 25 mg/ℓ 以下 | 7.5 mg/ℓ 以上 | 20CFU/ 100ml以下 |
| A | 水道2級、水産 1級、水浴及び B以下の欄に掲 げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 2mg/ℓ以下 | 25 mg/ℓ 以下 | 7.5 mg/ℓ 以上 | 300CFU/ 100ml以下 |
| B | 水道3級、水産 2級、及びC以 下の欄に掲げる もの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3mg/ℓ以下 | 25 mg/ℓ 以下 | 5 mg/ℓ 以上 | 1,000CFU/ 100ml以下 |
| C | 水産3級、工業 用水1級及びD 以下の欄に掲げ るもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5mg/ℓ以下 | 50 mg/ℓ 以下 | 5 mg/ℓ 以上 | — |
| D | 工業用水2級、 農業用水及びE の欄に掲げるも の | 6.0 以上 8.5 以下 | 8mg/ℓ以下 | 100 mg/ℓ 以下 | 2 mg/ℓ 以上 | — |
| E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 10 mg/ℓ以下 | ごみ等の浮 遊が認めら れないこと | 2 mg/ℓ 以上 | — |

注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用

- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

※生活環境の保全に関する環境基準の河川類型の中で、空堀川は平成 29 年度から A 類型に指定されています。

用語解説

| | |
|-------------------------|---|
| pH (水素イオン濃度) | 液体が酸性であるかアルカリ性であるかを示す指標。pH7 が中性。それよりも数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性になる。 |
| BOD (生物化学的酸素 要求量) | 微生物が、水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するため必要とする酸素の量。河川の汚濁の度合いを示す代表的なもので、この数値が大きいほど川は汚れていることになり、魚の生育環境としては 5 mg/ℓ 以下が望ましい。 |
| SS (浮遊物質) | 水中に浮いている不溶性の物質の量。これが多いと、光の透過を妨げ、自浄作用の阻害や、魚類に悪影響を及ぼす。 |
| DO (溶存酸素量) | 水中に溶けている酸素の量。比較的生命力の強いコイ・フナ等でも 5 mg/ℓ 以上であることが望ましいといわれている。 |
| 大腸菌数 | 人や動物の腸内や土壌に存在している菌で、水のふん便汚染を把握する指標である。大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。 環境基準については、類型別に定められており、河川については AA 類型の 20CFU/100 mL 以下～B 類型の 1,000CFU/100mL 以下となっている。 |

【参考】COD は排水基準で用いられ、海域と湖沼の環境基準に用いられる。

| | |
|-----------------------|---|
| COD (化学的酸素 要求量) | 有機物による水質汚濁を示すもの。BOD と比べて短時間で測定ができ、亜硝酸、硫化物等の還元性の無機物質も測定値に含まれる。 |
|-----------------------|---|

人の健康の保護に関する環境基準

| 項目 | 基準値 (mg/ℓ) | 項目 | 基準値(mg/ℓ) |
|------------------|------------|----------------|-----------|
| カドミニウム | 0.003 以下 | 1,1,1-トリクロロエタン | 1 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 以下 |
| 鉛 | 0.01 以下 | トリクロロエチレン | 0.01 以下 |
| 六価クロム | 0.05 以下 | テトラクロロエチレン | 0.01 以下 |
| 砒素 | 0.01 以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 以下 |
| 総水銀 | 0.0005 以下 | チウラム | 0.006 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | シマジン | 0.003 以下 |
| PCB | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02 以下 | ベンゼン | 0.01 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 以下 | セレン | 0.01 以下 |
| 塩化ビニルモノマー（地下水のみ） | 0.002 以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 以下 | ふっ素 | 0.8 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 以下 | ほう素 | 1 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 以下 | 1,4-ジオキサソ | 0.05 以下 |

※地下水の水質汚濁に係る環境基準はこの基準に準じます。

騒音編

「環境基本法」に基づく、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、東大和市が適用する基準は次のとおりです。

騒音に係る環境基準

(単位：dB)

| 地域類型 | 当てはめ地域 | 地域の区分 | 時間の区分 | |
|------|---|----------------------|----------------|-----------------|
| | | | 昼間 (6時～22時) | 夜間 (22時～翌6時) |
| A | 第1種低層住居専用地域 | 一般地域 | 55以下 | 45以下 |
| | 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 | 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60以下 | 55以下 |
| B | 第1種住居地域 | 一般地域 | 55以下 | 45以下 |
| | 第2種住居地域 準住居地域 | 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 65以下 | 60以下 |
| C | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 | 一般地域 | 60以下 | 50以下 |
| | | 車線を有する道路に面する地域 | 65以下 | 60以下 |

※この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しません。

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上の表にかかわらず特例として次の表のとおりです。

| 昼間 (6時～22時) | 夜間 (22時～翌6時) |
|--|--------------|
| 70dB以下 | 65dB以下 |
| <p>備考</p> <p>「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル ・2車線を超える車線を有する道路 20メートル <p>個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下)によることができる。</p> | |

自動車騒音に係る要請限度

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令」で、一般に「要請限度」と呼ばれています。自動車騒音がこの値を超えていて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとることを要請することができます。

(単位：dB)

| 区域 の 区分 | 当てはめ地域 | 車線等 | 時間の区分 | |
|---------------|---|--------|------------------|--------------------|
| | | | 昼間 (6 時～22 時) | 夜間 (22 時～翌 6 時) |
| a 区域 | 第 1 種低層住居専用地域 | 1 車線 | 65 | 55 |
| | 第 2 種低層住居専用地域 | 2 車線以上 | 70 | 65 |
| | 第 1 種中高層住居専用地域 | 近接区域 | 75 | 70 |
| | 第 2 種中高層住居専用地域 | | | |
| b 区域 | 第 1 種住居地域 | 1 車線 | 65 | 55 |
| | 第 2 種住居地域 準住居地域 | 2 車線以上 | 75 | 70 |
| | | 近接区域 | | |
| c 区域 | 近隣商業地域 | 1 車線 | 75 | 70 |
| | 商業地域 | 2 車線以上 | | |
| | 準工業地域 | 近接区域 | | |
| | 工業地域 | | | |
| 備 考 | <ul style="list-style-type: none"> ・車線とは 1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。 ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び 4 車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が 2 車線を有する道路は 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路は 20 メートルの範囲とする。 | | | |

東京都環境確保条例の工場・指定作業場に係る騒音の規制基準

工場・指定作業場の敷地と隣地との境界線における音量は、次に示す基準値となります。

(単位：dB)

| 区域の区分 | | 時間の区分 | | | |
|---|---|-------|----------------------------|-----------|----|
| | | 朝 | 昼間 | 夕 | 夜間 |
| 当てはめ地域 | | 6時 | 8 | 19 | 23 |
| | | 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 | 40 | 45 |
| 第2種区域 | 第1種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く) 第2種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く) 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 第1特別地域 | 45 | 50 | 45 20時 | 45 |
| 第3種区域 | 近隣商業地域 (第1特別地域を除く) 商業地域 (第1特別地域を除く) 準工業地域 (第1特別地域を除く) 第2特別地域 | 55 | 60 | 55 | 50 |
| 第4種区域 | 工業地域 (第1、2特別地域を除く) 第3特別地域 | 60 | 70 | 60 | 55 |
| <p>ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、病院、医療法第1条の5第2項に規定する診療所（患者の収容施設を有するものに限る。以下「診療所」という。）、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（以下「図書館」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内（第1特別地域、第2特別地域及び第3特別地域を除く。）の工場又は指定作業場 当該値から5デシベルを減じた値を適用する。</p> <p>2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第2条第2項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場 第81条第3項（第82条第2項において準用する場合を含む。）において適用する場合を除き、適用しない。</p> | | | | | |

航空機騒音に係る環境基準

航空機騒音に係る環境基準の指定地域は、東京国際空港、横田飛行場、厚木飛行場、調布飛行場の4地域であり、本市においては該当しないが、地域の類型とそのあてはめは次のとおりです。

| 地域 類型 | 当てはめ地域 | 基準値 (WECPNL) | 新基準値 (Lden) |
|----------|---|-----------------|----------------|
| I | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 | 70 以下 | 57 以下 |
| II | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 | 75 以下 | 62 以下 |

※新基準値 (Lden) は、平成 25 年 4 月 1 日から施行されました。



- ①ファーマーズセンター
- ②農業体験農園（やすじいの農園）

東大和の環境（令和6年度版）

令和8年3月 発行

編集・発行：東大和市市民生活部環境対策課
 住所：〒207-8585 東大和市中央3-930
 電話：042-563-2111 内線1249
 FAX：042-563-5931
 Mail：kankyoh@city.higashiyamato.lg.jp
 印刷：株式会社 チャット